

岩手県職員労働組合 組合員必携 目次

岩手県職員労働組合綱領	1
自治労綱領三原則	1
組織系統図	2
岩手県職員労働組合規約	3
書面協定	11

I 賃金関係

1 給料表

【2026年4月以降の給料表】

(1) 行政職給料表(一)	I-1
(2) 技能職給料表	I-3
(3) 研究職給料表	I-5
(4) 医療職給料表(二)	I-7
(5) 医療職給料表(三)	I-9
2 初任給基準表	I-12
3 昇格時号給対応表	I-14
4 級別基準職務表	I-26
5 休職期間等換算表	I-31
6 休職者の給与	I-32
7 評価制度について	I-33

II 諸手当関係

1 扶養手当	II-1
2 地域手当	II-1
3 初任給調整手当	II-2
4 住居手当	II-4
5 通勤手当	II-4
6 単身赴任手当	II-9
7 特地勤務手当	II-10
8 特地勤務手当に準ずる手当	II-10
9 一般職の職員の特殊勤務手当	II-11
10 現業職員の特殊勤務手当	II-24
11 超過勤務手当	II-25

12	休日給	Ⅱ－	26
13	夜勤手当	Ⅱ－	26
14	宿日直手当	Ⅱ－	26
15	期末手当・勤務手当	Ⅱ－	26
16	寒冷地手当	Ⅱ－	30
17	農林漁業普及指導手当	Ⅱ－	30
18	災害派遣手当・武力攻撃災害等派遣手当	Ⅱ－	31
19	給料の調整額	Ⅱ－	31
20	退職手当	Ⅱ－	32

Ⅲ 旅 費

1	普通旅費		
(1)	旅費の種類	Ⅲ－	1
(2)	日額旅費	Ⅲ－	3
(3)	旅費と通勤手当の調整	Ⅲ－	6
2	赴任旅費	Ⅲ－	6
3	新採用職員の赴任旅費	Ⅲ－	9
4	岩手県外への赴任に係る旅費の特例	Ⅲ－	9
5	帰住旅費	Ⅲ－	10
6	災害警戒本部出動体制時の交通費（旅費）支給	Ⅲ－	10

Ⅳ 勤務時間・休暇

1	勤務時間	Ⅳ－	1
2	休暇の種類	Ⅳ－	9

Ⅴ 福利・厚生関係

1	岩手県職員労働組合総合共済規程	Ⅴ－	1
2	岩手県職員労働組合総合共済規程細則	Ⅴ－	13
3	自治労の共済事業	Ⅴ－	23
4	遺族付加年金共済「あとおし」	Ⅴ－	25
5	共済掛金貸付制度	Ⅴ－	25

岩手県職員労働組合連絡先一覧

I 賃金

1 給料表

(1) 行政職給料表(一)

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級		10級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1	197,100	1	243,700	1	278,400	1	312,300	1	335,300	1	369,900	1	424,300	1	476,000	1	529,800	1	572,000
2	198,200	2	245,000	2	279,400	2	313,800	2	337,200	2	371,600	2	426,200	2	481,300	2	536,600	2	579,000
3	199,400	3	246,400	3	280,400	3	315,200	3	339,000	3	373,200	3	428,100	3	486,200	3	541,700	3	585,000
4	200,500	4	247,900	4	281,400	4	316,600	4	340,700	4	374,800	4	430,000	4	490,900	4	546,000	4	589,800
5	201,600	5	249,300	5	282,500	5	318,100	5	342,400	5	376,500	5	431,800	5	494,900	5	549,400	5	593,800
6	203,300	6	250,700	6	283,500	6	319,200	6	344,100	6	378,300	6	433,600	6	498,300	6	552,600	6	596,700
7	204,900	7	252,100	7	284,400	7	320,200	7	345,900	7	379,800	7	435,400	7	501,200	7	555,500	7	599,100
8	206,500	8	253,500	8	285,400	8	321,400	8	347,500	8	381,400	8	437,200	8	503,700	8	558,000	8	601,000
9	208,000	9	254,900	9	286,400	9	322,600	9	349,100	9	382,700	9	438,800	9	505,700	9	560,000	9	
10	209,800	10	256,200	10	287,400	10	324,200	10	350,800	10	384,300	10	440,300	10		10		10	
11	211,400	11	257,500	11	288,400	11	325,900	11	352,500	11	386,000	11	441,900	11		11		11	
12	213,000	12	258,800	12	289,400	12	327,500	12	354,100	12	387,500	12	443,400	12		12		12	
13	214,500	13	260,100	13	290,500	13	328,900	13	355,700	13	389,400	13	444,900	13		13		13	
14	216,200	14	261,400	14	291,800	14	330,500	14	357,300	14	391,300	14	446,000	14		14		14	
15	217,900	15	262,700	15	293,100	15	332,100	15	358,900	15	393,200	15	447,300	15		15		15	
16	219,600	16	263,900	16	294,300	16	333,800	16	360,400	16	395,100	16	448,500	16		16		16	
17	220,800	17	265,100	17	295,500	17	335,200	17	361,800	17	396,600	17	449,700	17		17		17	
18	222,500	18	266,100	18	296,800	18	336,900	18	363,600	18	398,400	18	451,000	18		18		18	
19	224,100	19	267,200	19	298,100	19	338,500	19	365,200	19	400,100	19	452,400	19		19		19	
20	225,600	20	268,300	20	299,300	20	340,100	20	366,800	20	401,700	20	453,600	20		20		20	
21	227,100	21	269,200	21	300,300	21	341,500	21	367,900	21	403,400	21	454,800	21		21		21	
22	228,700	22	270,200	22	301,500	22	343,300	22	369,400	22	404,800	22	455,600	22		22		22	
23	230,300	23	271,300	23	302,700	23	345,000	23	370,900	23	406,300	23	456,400	23		23		23	
24	232,000	24	272,300	24	304,000	24	346,600	24	372,500	24	407,700	24	457,200	24		24		24	
25	233,600	25	273,300	25	305,400	25	347,800	25	374,200	25	409,100	25	457,800	25		25		25	
26	235,300	26	274,200	26	306,400	26	349,700	26	376,000	26	410,300	26	458,400	26		26		26	
27	236,600	27	275,000	27	307,400	27	351,500	27	377,600	27	411,500	27	459,000	27		27		27	
28	237,900	28	275,800	28	308,400	28	353,100	28	379,300	28	412,500	28	459,600	28		28		28	
29	239,300	29	276,600	29	309,500	29	354,600	29	380,700	29	413,600	29	460,400	29		29		29	
30	240,400	30	277,400	30	310,700	30	356,200	30	382,000	30	414,800	30	461,200	30		30		30	
31	241,500	31	278,200	31	311,900	31	357,800	31	383,300	31	415,900	31	461,600	31		31		31	
32	242,600	32	279,000	32	313,100	32	359,400	32	384,700	32	417,100	32	462,400	32		32		32	
33	243,700	33	279,700	33	314,200	33	361,200	33	385,800	33	417,800	33	462,900	33		33		33	
34	244,600	34	280,500	34	315,500	34	363,000	34	386,700	34	418,500	34	463,300	34		34		34	
35	245,500	35	281,300	35	316,800	35	364,800	35	387,700	35	419,100	35	463,700	35		35		35	
36	246,600	36	282,000	36	318,100	36	366,600	36	388,700	36	419,800	36	464,100	36		36		36	
37	247,600	37	282,700	37	319,300	37	368,100	37	389,500	37	420,200	37	464,500	37		37		37	
38	248,500	38	283,500	38	320,700	38	369,500	38	390,400	38	420,800	38	464,800	38		38		38	
39	249,400	39	284,100	39	322,000	39	370,900	39	391,300	39	421,300	39	465,100	39		39		39	
40	250,200	40	284,900	40	323,300	40	372,400	40	392,100	40	421,700	40	465,400	40		40		40	
41	251,000	41	285,500	41	324,600	41	373,900	41	392,900	41	422,100	41	465,700	41		41		41	
42	251,700	42	286,200	42	325,800	42	374,700	42	393,800	42	422,300	42	466,000	42		42		42	
43	252,300	43	286,900	43	327,100	43	375,600	43	394,600	43	422,600	43	466,300	43		43		43	
44	252,900	44	287,600	44	328,300	44	376,600	44	395,300	44	422,900	44	466,600	44		44		44	
45	253,700	45	288,300	45	329,200	45	377,500	45	396,000	45	423,200	45	466,900	45		45		45	
46	254,300	46	288,900	46	330,500	46	378,600	46	396,700	46	423,500	46		46		46		46	
47	254,900	47	289,600	47	331,800	47	379,500	47	397,400	47	423,800	47		47		47		47	
48	255,500	48	290,300	48	333,100	48	380,500	48	398,100	48	424,100	48		48		48		48	
49	256,000	49	291,000	49	334,200	49	381,400	49	398,600	49	424,300	49		49		49		49	
50	256,600	50	291,600	50	335,500	50	382,200	50	399,200	50	424,600	50		50		50		50	
51	257,200	51	292,300	51	336,700	51	382,900	51	399,800	51	424,800	51		51		51		51	
52	257,700	52	293,000	52	338,000	52	383,500	52	400,500	52	425,100	52		52		52		52	
53	258,100	53	293,500	53	339,300	53	383,900	53	400,900	53	425,400	53		53		53		53	
54	258,500	54	294,100	54	340,300	54	384,500	54	401,500	54	425,700	54		54		54		54	
55	258,900	55	294,700	55	341,400	55	385,100	55	402,100	55	426,000	55		55		55		55	
56	259,200	56	295,400	56	342,500	56	385,800	56	402,600	56	426,300	56		56		56		56	
57	259,500	57	296,000	57	343,200	57	386,100	57	403,000	57	426,500	57		57		57		57	
58	259,800	58	296,700	58	344,100	58	386,800	58	403,600	58	426,800	58		58		58		58	
59	260,100	59	297,300	59	344,800	59	387,500	59	404,200	59	427,100	59		59		59		59	
60	260,400	60	298,000	60	345,600	60	388,100	60	404,800	60	427,500	60		60		60		60	
61	260,700	61	298,600	61	346,400	61	388,400	61	405,200	61	427,700	61		61		61		61	
62	261,000	62	299,200	62	346,800	62	388,900	62	405,700	62	428,000	62		62		62		62	
63	261,300	63	299,700	63	347,400	63	389,500	63	406,200	63	428,300	63		63		63		63	
64	261,600	64	300,200	64	348,100	64	390,100	64	406,800	64	428,500	64		64		64		64	

(1) 行政職給料表(一)

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級		10級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
65	261,900	65	300,700	65	348,900	65	390,400	65	407,100	65	428,700	65		65		65		65	
66	262,200	66	301,300	66	349,600	66	391,000	66	407,500	66		66		66		66		66	
67	262,600	67	301,800	67	350,300	67	391,700	67	407,800	67		67		67		67		67	
68	262,900	68	302,400	68	350,900	68	392,300	68	408,200	68		68		68		68		68	
69	263,200	69	302,900	69	351,400	69	392,800	69	408,500	69		69		69		69		69	
70	263,500	70	303,400	70	352,000	70	393,300	70	408,800	70		70		70		70		70	
71	263,800	71	303,900	71	352,500	71	393,900	71	409,100	71		71		71		71		71	
72	264,100	72	304,500	72	353,100	72	394,400	72	409,300	72		72		72		72		72	
73	264,400	73	305,000	73	353,400	73	394,900	73	409,500	73		73		73		73		73	
74	264,700	74	305,400	74	353,900	74	395,500	74	409,800	74		74		74		74		74	
75	265,000	75	305,700	75	354,200	75	395,900	75	410,100	75		75		75		75		75	
76	265,300	76	306,000	76	354,600	76	396,200	76	410,300	76		76		76		76		76	
77	265,600	77	306,200	77	355,000	77	396,600	77	410,500	77		77		77		77		77	
78	265,900	78	306,500	78	355,500	78	397,100	78	410,800	78		78		78		78		78	
79	266,200	79	306,700	79	356,000	79	397,500	79	411,100	79		79		79		79		79	
80	266,500	80	307,000	80	356,500	80	397,900	80	411,300	80		80		80		80		80	
81	266,800	81	307,200	81	356,800	81	398,300	81	411,500	81		81		81		81		81	
82	267,200	82	307,400	82	357,200	82	398,800	82	411,800	82		82		82		82		82	
83	267,500	83	307,700	83	357,600	83	399,200	83	412,100	83		83		83		83		83	
84	267,800	84	307,900	84	358,100	84	399,600	84	412,300	84		84		84		84		84	
85	268,100	85	308,200	85	358,400	85	399,900	85	412,500	85		85		85		85		85	
86	268,400	86	308,400	86	358,800	86	400,400	86	412,700	86		86		86		86		86	
87	268,700	87	308,700	87	359,200	87	400,800	87	413,000	87		87		87		87		87	
88	269,000	88	309,000	88	359,600	88	401,200	88	413,200	88		88		88		88		88	
89	269,300	89	309,300	89	359,800	89	401,500	89	413,400	89		89		89		89		89	
90	269,600	90	309,600	90	360,200	90	402,000	90		90		90		90		90		90	
91	269,900	91	309,900	91	360,600	91	402,400	91		91		91		91		91		91	
92	270,200	92	310,200	92	361,000	92	402,800	92		92		92		92		92		92	
93	270,500	93	310,400	93	361,200	93	403,100	93		93		93		93		93		93	
94		94	310,600	94	361,500	94		94		94		94		94		94		94	
95		95	310,900	95	361,900	95		95		95		95		95		95		95	
96		96	311,300	96	362,200	96		96		96		96		96		96		96	
97		97	311,600	97	362,500	97		97		97		97		97		97		97	
98		98	311,900	98	362,900	98		98		98		98		98		98		98	
99		99	312,200	99	363,300	99		99		99		99		99		99		99	
100		100	312,600	100	363,700	100		100		100		100		100		100		100	
101		101	312,800	101	364,200	101		101		101		101		101		101		101	
102		102	313,100	102	364,600	102		102		102		102		102		102		102	
103		103	313,400	103	365,000	103		103		103		103		103		103		103	
104		104	313,700	104	365,400	104		104		104		104		104		104		104	
105		105	313,900	105	365,900	105		105		105		105		105		105		105	
106		106	314,200	106	366,300	106		106		106		106		106		106		106	
107		107	314,500	107	366,600	107		107		107		107		107		107		107	
108		108	314,800	108	366,900	108		108		108		108		108		108		108	
109		109	315,000	109	367,300	109		109		109		109		109		109		109	
110		110	315,300	110		110		110		110		110		110		110		110	
111		111	315,700	111		111		111		111		111		111		111		111	
112		112	316,000	112		112		112		112		112		112		112		112	
113		113	316,200	113		113		113		113		113		113		113		113	
114		114	316,400	114		114		114		114		114		114		114		114	
115		115	316,700	115		115		115		115		115		115		115		115	
116		116	317,100	116		116		116		116		116		116		116		116	
117		117	317,300	117		117		117		117		117		117		117		117	
118		118	317,500	118		118		118		118		118		118		118		118	
119		119	317,800	119		119		119		119		119		119		119		119	
120		120	318,100	120		120		120		120		120		120		120		120	
121		121	318,400	121		121		121		121		121		121		121		121	
122		122	318,600	122		122		122		122		122		122		122		122	
123		123	318,900	123		123		123		123		123		123		123		123	
124		124	319,200	124		124		124		124		124		124		124		124	
125		125	319,500	125		125		125		125		125		125		125		125	
再任用	202,000	再任用	229,700	再任用	271,800	再任用	292,600	再任用	308,300	再任用	334,700	再任用	378,000	再任用	412,700	再任用	466,400	再任用	548,800

(2) 技能職給料表

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1	199,500	1	242,000	1	262,200	1	293,800	1	321,600
2	201,200	2	242,800	2	263,100	2	294,500	2	322,900
3	202,900	3	243,600	3	264,000	3	295,200	3	324,200
4	204,600	4	244,300	4	264,900	4	295,700	4	325,400
5	206,300	5	245,100	5	265,900	5	296,200	5	326,300
6	208,000	6	245,800	6	266,800	6	296,800	6	327,500
7	209,600	7	246,600	7	267,800	7	297,400	7	328,600
8	211,300	8	247,300	8	268,600	8	297,900	8	329,700
9	212,900	9	248,100	9	269,500	9	298,400	9	330,700
10	214,400	10	248,800	10	270,400	10	299,100	10	331,700
11	215,900	11	249,500	11	271,100	11	299,700	11	332,800
12	217,300	12	250,100	12	271,500	12	300,100	12	334,000
13	218,700	13	250,800	13	272,100	13	300,500	13	334,800
14	220,200	14	251,300	14	272,500	14	301,000	14	335,800
15	221,700	15	251,800	15	272,900	15	301,400	15	336,900
16	223,300	16	252,200	16	273,300	16	301,700	16	338,000
17	224,700	17	252,700	17	273,600	17	302,100	17	339,000
18	226,100	18	253,100	18	274,200	18	302,500	18	340,200
19	227,500	19	253,600	19	274,800	19	302,900	19	341,300
20	228,900	20	254,000	20	275,400	20	303,300	20	342,300
21	230,300	21	254,300	21	276,100	21	303,600	21	343,300
22	231,400	22	254,600	22	276,700	22	304,000	22	344,300
23	232,500	23	254,900	23	277,300	23	304,400	23	345,200
24	233,600	24	255,300	24	278,100	24	304,700	24	346,200
25	234,600	25	255,800	25	278,900	25	305,000	25	347,200
26	235,400	26	256,300	26	279,600	26	305,400	26	348,200
27	236,300	27	256,700	27	280,100	27	305,700	27	349,300
28	237,100	28	257,200	28	281,000	28	306,100	28	350,300
29	238,000	29	257,700	29	281,800	29	306,400	29	351,300
30	238,900	30	258,200	30	282,500	30	306,900	30	352,300
31	239,700	31	258,600	31	283,200	31	307,400	31	353,300
32	240,500	32	259,000	32	283,900	32	307,900	32	354,200
33	241,300	33	259,300	33	284,600	33	308,400	33	355,100
34	241,800	34	259,800	34	285,300	34	308,800	34	356,000
35	242,300	35	260,300	35	286,000	35	309,300	35	356,900
36	242,800	36	260,800	36	286,600	36	309,800	36	357,800
37	243,400	37	261,200	37	287,300	37	310,300	37	358,800
38	243,900	38	261,700	38	288,000	38	310,900	38	359,800
39	244,500	39	262,100	39	288,600	39	311,500	39	360,800
40	245,000	40	262,500	40	289,100	40	312,200	40	361,800
41	245,500	41	262,900	41	289,500	41	312,700	41	362,600
42	245,800	42	263,300	42	290,000	42	313,200	42	363,500
43	246,100	43	263,800	43	290,400	43	313,900	43	364,400
44	246,500	44	264,100	44	290,800	44	314,400	44	365,200
45	246,900	45	264,400	45	291,300	45	314,900	45	366,000
46	247,300	46	264,900	46	291,800	46	315,400	46	366,800
47	247,700	47	265,300	47	292,400	47	316,000	47	367,600
48	248,100	48	265,600	48	292,700	48	316,600	48	368,300
49	248,400	49	266,000	49	293,100	49	317,200	49	369,000
50	248,800	50	266,400	50	293,500	50	318,000	50	369,900
51	249,100	51	266,700	51	293,900	51	318,700	51	370,700
52	249,400	52	267,000	52	294,400	52	319,400	52	371,400
53	249,600	53	267,400	53	294,700	53	320,000	53	372,100
54	249,900	54	267,700	54	295,100	54	320,700	54	372,800
55	250,200	55	268,000	55	295,600	55	321,400	55	373,500
56	250,500	56	268,500	56	296,100	56	322,000	56	374,200
57	250,700	57	268,800	57	296,600	57	322,600	57	374,800
58	251,000	58	269,100	58	297,200	58	323,300	58	375,300
59	251,300	59	269,400	59	297,700	59	324,100	59	375,800
60	251,500	60	269,700	60	298,300	60	324,700	60	376,300
61	251,700	61	270,000	61	298,900	61	325,200	61	376,700
62	252,000	62	270,300	62	299,400	62	325,700	62	
63	252,300	63	270,600	63	300,000	63	326,300	63	
64	252,500	64	270,900	64	300,500	64	326,900	64	
65	252,700	65	271,100	65	301,000	65	327,500	65	
66	253,000	66	271,400	66	301,500	66	327,900	66	
67	253,300	67	271,700	67	302,000	67	328,300	67	
68	253,500	68	271,900	68	302,500	68	328,800	68	

(2) 技能職給料表

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
69	253,800	69	272,200	69	303,000	69	329,100	69	
70	254,100	70	272,500	70	303,400	70	329,600	70	
71	254,400	71	272,800	71	303,800	71	330,100	71	
72	254,600	72	273,000	72	304,200	72	330,500	72	
73	254,800	73	273,200	73	304,600	73	330,700	73	
74	255,100	74	273,500	74	304,900	74	331,000	74	
75	255,400	75	273,800	75	305,300	75	331,200	75	
76	255,600	76	274,000	76	305,700	76	331,500	76	
77	255,800	77	274,200	77	306,100	77	331,800	77	
78	256,100	78	274,500	78	306,500	78	332,100	78	
79	256,400	79	274,800	79	306,900	79	332,400	79	
80	256,600	80	275,000	80	307,300	80	332,600	80	
81	256,800	81	275,200	81	307,600	81	332,800	81	
82	257,100	82	275,500	82	308,100	82	333,100	82	
83	257,300	83	275,800	83	308,500	83	333,400	83	
84	257,600	84	276,000	84	309,000	84	333,600	84	
85	257,800	85	276,200	85	309,300	85	333,800	85	
86	258,000	86	276,400	86	309,800	86	334,100	86	
87	258,300	87	276,700	87	310,300	87	334,400	87	
88	258,600	88	277,000	88	310,600	88	334,700	88	
89	258,900	89	277,200	89	311,000	89	334,900	89	
90	259,200	90	277,400	90	311,600	90	335,200	90	
91	259,500	91	277,700	91	312,100	91	335,500	91	
92	259,700	92	277,900	92	312,600	92	335,700	92	
93	259,900	93	278,200	93	312,900	93	335,900	93	
94	260,200	94	278,500	94	313,300	94	336,200	94	
95	260,500	95	278,800	95	313,700	95	336,500	95	
96	260,700	96	279,000	96	314,200	96	336,700	96	
97	260,900	97	279,200	97	314,600	97	336,900	97	
98	261,200	98	279,500	98	315,000	98		98	
99	261,500	99	279,800	99	315,300	99		99	
100	261,700	100	280,100	100	315,600	100		100	
101	261,900	101	280,300	101	315,900	101		101	
102	262,200	102	280,500	102	316,300	102		102	
103	262,500	103	280,800	103	316,600	103		103	
104	262,700	104	281,100	104	317,000	104		104	
105	262,900	105	281,300	105	317,300	105		105	
106		106	281,500	106	317,700	106		106	
107		107	281,800	107	318,100	107		107	
108		108	282,000	108	318,300	108		108	
109		109	282,300	109	318,500	109		109	
110		110	282,600	110	318,800	110		110	
111		111	282,900	111	319,100	111		111	
112		112	283,100	112	319,300	112		112	
113		113	283,300	113	319,500	113		113	
114		114	283,600	114	319,800	114		114	
115		115	283,800	115	320,100	115		115	
116		116	284,000	116	320,300	116		116	
117		117	284,300	117	320,500	117		117	
118		118	284,600	118	320,800	118		118	
119		119	284,900	119	321,100	119		119	
120		120	285,100	120	321,300	120		120	
121		121	285,300	121	321,500	121		121	
122		122	285,500	122	321,800	122		122	
123		123	285,800	123	322,100	123		123	
124		124	286,100	124	322,300	124		124	
125		125	286,300	125	322,600	125		125	
126		126	286,500	126	322,900	126		126	
127		127	286,800	127	323,200	127		127	
128		128	287,100	128	323,400	128		128	
129		129	287,300	129	323,600	129		129	
130		130	287,500	130		130		130	
131		131	287,800	131		131		131	
132		132	288,100	132		132		132	
133		133	288,300	133		133		133	
134		134	288,500	134		134		134	
135		135	288,800	135		135		135	
136		136	289,100	136		136		136	
137		137	289,300	137		137		137	
再任用	207,900	再任用	219,100	再任用	237,900	再任用	260,000	再任用	292,700

(3) 研究職給料表

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1	197,500	1	248,500	1	341,600	1	391,700	1	464,000
2	198,600	2	252,800	2	343,600	2	393,200	2	474,300
3	199,800	3	255,700	3	345,600	3	394,600	3	484,100
4	200,900	4	258,400	4	347,500	4	396,000	4	494,100
5	202,000	5	261,000	5	349,300	5	397,400	5	504,100
6	204,200	6	262,700	6	351,400	6	398,800	6	514,200
7	206,300	7	264,200	7	353,300	7	400,100	7	523,000
8	208,400	8	265,800	8	355,200	8	401,600	8	530,900
9	210,500	9	267,300	9	356,900	9	403,000	9	538,800
10	212,600	10	269,300	10	358,600	10	404,500	10	546,000
11	214,600	11	271,200	11	360,100	11	405,900	11	551,300
12	216,600	12	273,100	12	361,700	12	407,300	12	555,800
13	218,600	13	275,200	13	363,300	13	408,600	13	558,800
14	220,500	14	277,400	14	364,300	14	410,200	14	560,800
15	222,400	15	279,600	15	365,400	15	411,700	15	
16	224,300	16	281,800	16	366,300	16	413,200	16	
17	226,000	17	283,900	17	367,400	17	414,700	17	
18	227,800	18	286,300	18	368,600	18	416,300	18	
19	229,600	19	288,600	19	369,800	19	417,900	19	
20	231,400	20	291,000	20	371,000	20	419,700	20	
21	233,300	21	293,300	21	372,300	21	420,900	21	
22	235,100	22	295,500	22	373,400	22	422,300	22	
23	236,800	23	297,600	23	374,400	23	423,700	23	
24	238,500	24	299,600	24	375,400	24	425,000	24	
25	240,200	25	301,600	25	376,500	25	426,300	25	
26	242,400	26	303,600	26	377,500	26	427,600	26	
27	244,300	27	305,500	27	378,400	27	429,100	27	
28	246,200	28	307,400	28	379,500	28	430,700	28	
29	248,100	29	309,300	29	380,400	29	431,900	29	
30	249,200	30	310,800	30	381,200	30	433,100	30	
31	250,300	31	312,400	31	382,000	31	434,700	31	
32	251,500	32	313,900	32	382,800	32	436,200	32	
33	252,900	33	315,400	33	383,500	33	437,500	33	
34	254,200	34	316,900	34	384,200	34	438,900	34	
35	255,600	35	318,400	35	385,000	35	440,400	35	
36	257,000	36	319,900	36	385,800	36	441,800	36	
37	258,400	37	321,300	37	386,600	37	443,200	37	
38	260,000	38	322,200	38	387,300	38	444,600	38	
39	261,500	39	323,100	39	388,100	39	446,000	39	
40	263,100	40	323,900	40	388,900	40	447,400	40	
41	264,500	41	324,600	41	389,700	41	448,500	41	
42	265,800	42	325,100	42	390,900	42	449,800	42	
43	267,200	43	325,600	43	392,100	43	451,200	43	
44	268,700	44	326,100	44	393,300	44	452,600	44	
45	270,200	45	326,500	45	394,000	45	453,400	45	
46	271,500	46	327,000	46	395,100	46	454,200	46	
47	272,700	47	327,500	47	395,900	47	455,100	47	
48	273,900	48	327,900	48	396,600	48	456,000	48	
49	275,100	49	328,300	49	397,300	49	456,800	49	
50	276,300	50	328,700	50	398,000	50	457,600	50	
51	277,400	51	329,000	51	398,600	51	458,200	51	
52	278,500	52	329,500	52	399,200	52	459,000	52	
53	279,500	53	329,900	53	399,800	53	459,400	53	
54	280,600	54	330,400	54	400,500	54	460,000	54	
55	281,600	55	330,800	55	401,300	55	460,500	55	
56	282,600	56	331,100	56	402,100	56	461,000	56	
57	283,700	57	331,500	57	402,700	57	461,500	57	
58	284,400	58	331,800	58	403,500	58		58	
59	284,900	59	332,200	59	404,200	59		59	
60	285,500	60	332,500	60	405,000	60		60	
61	286,100	61	332,900	61	405,600	61		61	
62	286,700	62	333,400	62	406,300	62		62	
63	287,300	63	334,100	63	406,900	63		63	
64	287,800	64	334,600	64	407,600	64		64	

(3) 研究職給料表

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
65	288,400	65	335,000	65	408,300	65		65	
66	289,000	66	335,600	66	408,900	66		66	
67	289,600	67	336,100	67	409,500	67		67	
68	290,100	68	336,700	68	410,200	68		68	
69	290,700	69	337,200	69	410,900	69		69	
70	291,400	70	337,700	70	411,400	70		70	
71	292,000	71	338,200	71	412,000	71		71	
72	292,600	72	338,800	72	412,600	72		72	
73	293,200	73	339,300	73	413,100	73		73	
74	293,800	74	340,100	74	413,700	74		74	
75	294,500	75	340,800	75	414,300	75		75	
76	295,200	76	341,500	76	414,800	76		76	
77	295,800	77	342,100	77	415,300	77		77	
78	296,500	78	342,700	78	415,900	78		78	
79	297,200	79	343,400	79	416,400	79		79	
80	297,700	80	344,100	80	417,100	80		80	
81	298,300	81	344,800	81	417,500	81		81	
82	298,900	82	345,500	82	418,000	82		82	
83	299,600	83	346,100	83	418,500	83		83	
84	300,300	84	346,700	84	419,200	84		84	
85	300,800	85	347,200	85	419,600	85		85	
86	301,400	86	347,800	86	420,100	86		86	
87	302,100	87	348,200	87	420,600	87		87	
88	302,700	88	348,600	88	421,300	88		88	
89	303,200	89	348,900	89	421,700	89		89	
90	303,800	90	349,400	90	422,200	90		90	
91	304,500	91	349,700	91	422,700	91		91	
92	305,100	92	350,100	92	423,400	92		92	
93	305,700	93	350,400	93	423,800	93		93	
94	306,400	94	350,700	94		94		94	
95	307,000	95	351,100	95		95		95	
96	307,600	96	351,500	96		96		96	
97	307,900	97	352,000	97		97		97	
98	308,400	98	352,500	98		98		98	
99	309,000	99	353,000	99		99		99	
100	309,500	100	353,500	100		100		100	
101	309,900	101	354,000	101		101		101	
102	310,300	102	354,500	102		102		102	
103	310,600	103	354,900	103		103		103	
104	311,000	104	355,400	104		104		104	
105	311,400	105	355,900	105		105		105	
106	311,800	106	356,200	106		106		106	
107	312,200	107	356,700	107		107		107	
108	312,600	108	357,100	108		108		108	
109	312,800	109	357,600	109		109		109	
110	313,200	110	358,100	110		110		110	
111	313,500	111	358,500	111		111		111	
112	313,700	112	358,900	112		112		112	
113	314,000	113	359,400	113		113		113	
114	314,300	114	359,800	114		114		114	
115	314,600	115	360,200	115		115		115	
116	314,900	116	360,600	116		116		116	
117	315,100	117	361,100	117		117		117	
118	315,400	118	361,500	118		118		118	
119	315,600	119	361,900	119		119		119	
120	315,900	120	362,300	120		120		120	
121	316,200	121	362,700	121		121		121	
再任用	232,100	再任用	275,700	再任用	301,700	再任用	345,900	再任用	406,800

(4) 医療職給料表 (二)

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1	202,300	1	241,400	1	276,400	1	295,500	1	328,900	1	375,400	1	430,900
2	204,400	2	242,800	2	277,200	2	296,400	2	330,400	2	377,200	2	432,800
3	206,500	3	244,100	3	277,900	3	297,100	3	331,800	3	378,800	3	434,800
4	208,600	4	245,400	4	278,800	4	297,800	4	333,200	4	380,400	4	436,600
5	210,700	5	246,600	5	279,600	5	298,500	5	334,600	5	381,900	5	438,400
6	212,700	6	247,700	6	280,400	6	299,200	6	336,200	6	383,500	6	440,000
7	214,700	7	248,700	7	281,200	7	299,900	7	337,800	7	385,200	7	441,700
8	216,500	8	249,600	8	281,900	8	300,600	8	339,300	8	386,800	8	443,200
9	218,300	9	250,800	9	282,600	9	301,400	9	340,700	9	388,400	9	444,700
10	220,200	10	251,900	10	283,400	10	302,100	10	342,300	10	390,400	10	446,000
11	222,100	11	253,000	11	284,300	11	303,000	11	343,800	11	392,400	11	447,300
12	224,300	12	254,200	12	285,100	12	303,600	12	345,400	12	394,400	12	448,600
13	226,000	13	255,500	13	285,900	13	304,200	13	346,800	13	395,900	13	449,900
14	228,000	14	256,600	14	286,700	14	305,300	14	348,400	14	397,600	14	451,100
15	230,200	15	257,800	15	287,400	15	306,400	15	349,900	15	399,300	15	452,400
16	232,300	16	259,000	16	288,200	16	307,600	16	351,400	16	401,000	16	453,500
17	234,400	17	260,000	17	289,000	17	308,800	17	352,900	17	402,700	17	454,700
18	235,600	18	261,000	18	289,800	18	310,000	18	354,600	18	404,200	18	455,800
19	236,600	19	262,100	19	290,600	19	311,100	19	356,200	19	405,700	19	457,000
20	237,700	20	263,100	20	291,300	20	312,300	20	357,700	20	407,300	20	458,200
21	238,800	21	264,200	21	292,200	21	313,500	21	359,000	21	408,600	21	459,300
22	239,600	22	265,100	22	293,100	22	314,700	22	360,500	22	409,900	22	460,100
23	240,500	23	266,000	23	294,000	23	316,000	23	362,000	23	411,200	23	460,500
24	241,400	24	266,800	24	294,700	24	317,100	24	363,600	24	412,300	24	461,200
25	242,300	25	267,600	25	295,400	25	318,300	25	365,000	25	413,400	25	461,700
26	243,200	26	268,400	26	296,300	26	319,500	26	366,500	26	414,500	26	462,100
27	244,100	27	269,200	27	297,200	27	320,600	27	368,000	27	415,600	27	462,600
28	245,000	28	270,000	28	298,000	28	321,800	28	369,400	28	416,800	28	463,000
29	245,800	29	270,700	29	298,800	29	323,100	29	370,800	29	417,600	29	463,400
30	246,600	30	271,500	30	299,800	30	324,300	30	372,500	30	418,400	30	463,800
31	247,300	31	272,400	31	300,700	31	325,500	31	373,900	31	419,100	31	464,100
32	248,200	32	273,200	32	301,700	32	326,700	32	375,400	32	419,900	32	464,400
33	248,900	33	274,000	33	302,700	33	327,800	33	376,600	33	420,300	33	464,700
34	249,500	34	274,800	34	303,800	34	328,900	34	377,700	34	420,900	34	465,000
35	250,200	35	275,400	35	304,900	35	330,100	35	378,900	35	421,400	35	465,300
36	250,900	36	276,200	36	305,800	36	331,400	36	380,000	36	421,800	36	465,600
37	251,600	37	277,200	37	306,800	37	332,600	37	381,000	37	422,200	37	465,900
38	252,200	38	277,900	38	307,800	38	333,800	38	381,800	38	422,400	38	
39	252,800	39	278,800	39	308,800	39	335,100	39	382,800	39	422,700	39	
40	253,500	40	279,500	40	309,800	40	336,300	40	383,900	40	423,000	40	
41	254,100	41	280,200	41	310,800	41	337,200	41	384,900	41	423,300	41	
42	254,700	42	281,000	42	312,000	42	338,400	42	385,900	42	423,600	42	
43	255,300	43	281,800	43	313,100	43	339,700	43	386,900	43	423,900	43	
44	255,800	44	282,500	44	314,200	44	340,900	44	387,800	44	424,200	44	
45	256,200	45	283,200	45	315,200	45	341,800	45	388,600	45	424,400	45	
46	256,800	46	284,000	46	316,300	46	342,800	46	389,400	46	424,700	46	
47	257,200	47	284,800	47	317,400	47	343,800	47	390,300	47	425,000	47	
48	257,600	48	285,600	48	318,500	48	344,700	48	391,100	48	425,300	48	
49	258,000	49	286,300	49	319,600	49	345,600	49	391,600	49	425,500	49	
50	258,600	50	287,000	50	320,600	50	346,500	50	392,400	50	425,700	50	
51	259,100	51	287,600	51	321,700	51	347,500	51	393,300	51	426,000	51	
52	259,600	52	288,300	52	322,800	52	348,500	52	394,100	52	426,300	52	
53	259,900	53	289,000	53	323,800	53	349,000	53	394,500	53	426,500	53	
54	260,200	54	289,600	54	324,800	54	349,900	54	395,200	54		54	
55	260,500	55	290,300	55	325,800	55	350,600	55	395,900	55		55	
56	260,800	56	291,000	56	326,900	56	351,500	56	396,500	56		56	
57	261,100	57	291,700	57	327,800	57	352,200	57	396,900	57		57	
58	261,400	58	292,400	58	328,800	58	352,500	58	397,400	58		58	
59	261,700	59	293,100	59	329,800	59	352,900	59	398,000	59		59	
60	262,000	60	293,700	60	330,700	60	353,500	60	398,600	60		60	
61	262,300	61	294,200	61	331,600	61	354,100	61	399,000	61		61	
62	262,600	62	294,800	62	332,300	62	354,800	62	399,500	62		62	
63	263,000	63	295,500	63	333,000	63	355,500	63	400,000	63		63	
64	263,300	64	296,100	64	333,600	64	356,100	64	400,500	64		64	

(4) 医療職給料表 (二)

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
65	263,600	65	296,700	65	334,200	65	356,800	65	401,100	65		65	
66	263,900	66	297,300	66	334,900	66	357,300	66	401,600	66		66	
67	264,200	67	298,000	67	335,500	67	357,900	67	402,200	67		67	
68	264,500	68	298,600	68	336,200	68	358,600	68	402,800	68		68	
69	264,800	69	299,200	69	336,800	69	358,900	69	403,300	69		69	
70	265,100	70	299,800	70	337,000	70	359,400	70	403,800	70		70	
71	265,400	71	300,400	71	337,400	71	359,800	71	404,300	71		71	
72	265,600	72	301,000	72	337,900	72	360,300	72	404,700	72		72	
73	265,800	73	301,600	73	338,500	73	360,800	73	405,000	73		73	
74	266,100	74	302,100	74	339,000	74	361,300	74	405,500	74		74	
75	266,400	75	302,500	75	339,500	75	361,800	75	405,900	75		75	
76	266,600	76	302,900	76	339,900	76	362,200	76	406,300	76		76	
77	266,900	77	303,300	77	340,500	77	362,500	77	406,700	77		77	
78	267,200	78	303,600	78	341,000	78	362,800	78	407,200	78		78	
79	267,500	79	303,800	79	341,400	79	363,000	79	407,600	79		79	
80	267,700	80	304,100	80	341,900	80	363,300	80	408,000	80		80	
81	267,900	81	304,400	81	342,400	81	363,800	81	408,400	81		81	
82	268,200	82	304,600	82	342,700	82	364,100	82	408,900	82		82	
83	268,500	83	304,900	83	342,900	83	364,400	83	409,300	83		83	
84	268,700	84	305,200	84	343,200	84	364,700	84	409,700	84		84	
85	268,900	85	305,400	85	343,600	85	365,100	85	410,100	85		85	
86		86	305,600	86	344,000	86	365,400	86	410,600	86		86	
87		87	305,800	87	344,300	87	365,700	87	411,000	87		87	
88		88	306,000	88	344,600	88	366,000	88	411,400	88		88	
89		89	306,400	89	344,900	89	366,400	89	411,800	89		89	
90		90	306,600	90	345,100	90	366,700	90		90		90	
91		91	306,800	91	345,500	91	366,900	91		91		91	
92		92	307,000	92	345,800	92	367,200	92		92		92	
93		93	307,400	93	346,100	93	367,500	93		93		93	
94		94	307,600	94	346,400	94	367,900	94		94		94	
95		95	307,800	95	346,700	95	368,300	95		95		95	
96		96	308,100	96	346,900	96	368,700	96		96		96	
97		97	308,400	97	347,100	97	369,300	97		97		97	
98		98	308,600	98	347,400	98	369,700	98		98		98	
99		99	308,800	99	347,700	99	370,100	99		99		99	
100		100	309,100	100	347,900	100	370,500	100		100		100	
101		101	309,400	101	348,100	101	361,300	101		101		101	
102		102	309,600	102	348,300	102		102		102		102	
103		103	309,800	103	348,700	103		103		103		103	
104		104	310,100	104	348,900	104		104		104		104	
105		105	310,400	105	349,100	105		105		105		105	
106		106		106	349,400	106		106		106		106	
107		107		107	349,800	107		107		107		107	
108		108		108	350,200	108		108		108		108	
109		109		109	350,400	109		109		109		109	
110		110		110		110		110		110		110	
111		111		111		111		111		111		111	
112		112		112		112		112		112		112	
113		113		113		113		113		113		113	
再任用	203,000	再任用	229,800	再任用	259,500	再任用	273,600	再任用	300,300	再任用	342,900	再任用	386,700

(5) 医療職給料表 (三)

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級		6級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1	223,100	1	256,400	1	296,100	1	309,700	1	333,500	1	376,600
2	225,000	2	258,500	2	296,600	2	310,200	2	334,500	2	378,300
3	226,900	3	260,700	3	297,100	3	310,700	3	335,500	3	380,000
4	228,600	4	262,900	4	297,600	4	311,200	4	336,400	4	381,700
5	230,300	5	265,100	5	298,000	5	311,700	5	337,400	5	383,500
6	232,200	6	266,200	6	298,500	6	312,200	6	338,700	6	385,600
7	234,000	7	267,000	7	299,000	7	312,800	7	339,900	7	387,600
8	235,700	8	267,900	8	299,400	8	313,200	8	341,100	8	389,600
9	237,400	9	268,700	9	299,900	9	313,700	9	342,000	9	391,300
10	239,300	10	269,800	10	300,400	10	314,200	10	343,200	10	393,400
11	241,300	11	271,000	11	300,900	11	314,900	11	344,300	11	395,600
12	243,200	12	271,900	12	301,400	12	315,400	12	345,500	12	397,600
13	245,000	13	272,700	13	301,800	13	315,800	13	346,500	13	399,500
14	247,000	14	273,400	14	302,300	14	316,400	14	347,600	14	401,100
15	249,000	15	274,100	15	302,700	15	317,100	15	348,700	15	402,900
16	251,000	16	274,900	16	303,200	16	317,700	16	349,800	16	404,700
17	253,100	17	276,000	17	303,700	17	318,300	17	350,900	17	406,500
18	255,100	18	276,900	18	304,100	18	319,200	18	352,000	18	408,200
19	257,200	19	277,900	19	304,600	19	320,100	19	353,200	19	410,200
20	259,200	20	278,800	20	305,000	20	321,000	20	354,300	20	411,900
21	261,100	21	279,800	21	305,600	21	321,800	21	355,400	21	413,600
22	262,400	22	280,800	22	306,000	22	322,700	22	356,600	22	415,300
23	263,500	23	281,700	23	306,500	23	323,600	23	357,700	23	417,200
24	264,600	24	282,700	24	306,900	24	324,400	24	358,800	24	419,000
25	265,700	25	283,500	25	307,400	25	325,200	25	359,800	25	420,600
26	266,500	26	284,500	26	308,000	26	326,100	26	361,100	26	422,300
27	267,400	27	285,400	27	308,700	27	327,000	27	362,500	27	424,100
28	268,200	28	286,300	28	309,400	28	327,900	28	363,800	28	425,900
29	269,100	29	287,300	29	310,200	29	328,600	29	365,000	29	427,400
30	269,800	30	288,000	30	310,900	30	329,700	30	366,500	30	429,000
31	270,500	31	288,700	31	311,600	31	330,800	31	368,000	31	430,500
32	271,200	32	289,400	32	312,400	32	331,800	32	369,500	32	431,800
33	272,000	33	290,100	33	313,100	33	333,000	33	370,700	33	433,000
34	272,600	34	290,700	34	313,900	34	334,000	34	372,300	34	434,100
35	273,200	35	291,200	35	314,600	35	335,100	35	373,700	35	435,300
36	273,700	36	291,600	36	315,400	36	336,200	36	375,100	36	436,500
37	274,400	37	292,000	37	316,100	37	337,300	37	376,500	37	437,800
38	275,100	38	292,600	38	316,900	38	338,400	38	377,500	38	438,900
39	275,800	39	293,100	39	317,700	39	339,500	39	378,900	39	440,200
40	276,500	40	293,500	40	318,500	40	340,700	40	380,200	40	441,400
41	277,200	41	294,000	41	319,100	41	341,500	41	381,500	41	442,600
42	277,800	42	294,400	42	320,000	42	342,600	42	383,000	42	443,600
43	278,500	43	294,800	43	321,000	43	343,700	43	384,300	43	444,700
44	279,100	44	295,300	44	322,000	44	344,700	44	385,600	44	445,800
45	279,900	45	296,000	45	322,800	45	345,600	45	387,100	45	446,800
46	280,700	46	296,400	46	323,800	46	346,500	46	388,300	46	447,300
47	281,400	47	296,800	47	324,800	47	347,500	47	389,400	47	447,800
48	282,000	48	297,200	48	325,700	48	348,500	48	390,600	48	448,200
49	282,500	49	297,800	49	326,600	49	349,800	49	391,700	49	448,800
50	283,000	50	298,200	50	327,500	50	351,100	50	392,600	50	449,300
51	283,400	51	298,600	51	328,500	51	352,300	51	393,700	51	449,700
52	283,800	52	299,100	52	329,600	52	353,500	52	394,600	52	450,200
53	284,100	53	299,700	53	330,400	53	354,400	53	395,200	53	450,800
54	284,600	54	300,100	54	331,300	54	355,600	54	396,000	54	451,200
55	285,100	55	300,500	55	332,300	55	356,700	55	396,800	55	451,500
56	285,500	56	300,900	56	333,200	56	358,000	56	397,600	56	451,800
57	285,900	57	301,400	57	334,100	57	359,000	57	398,300	57	452,200
58	286,300	58	302,100	58	335,000	58	360,000	58	399,000	58	
59	286,600	59	302,800	59	336,000	59	361,100	59	399,700	59	
60	286,900	60	303,500	60	336,900	60	362,300	60	400,300	60	
61	287,300	61	304,300	61	337,900	61	363,400	61	400,900	61	
62	287,700	62	305,200	62	339,000	62	364,600	62	401,500	62	
63	288,100	63	306,100	63	340,200	63	365,800	63	402,200	63	
64	288,400	64	306,800	64	341,400	64	366,800	64	402,800	64	

(5) 医療職給料表 (三)

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級		6級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
65	288,700	65	307,500	65	342,100	65	367,800	65	403,500	65	
66	289,100	66	308,400	66	343,200	66	368,800	66	404,000	66	
67	289,600	67	309,200	67	344,300	67	369,900	67	404,700	67	
68	289,900	68	310,000	68	345,200	68	371,100	68	405,200	68	
69	290,300	69	310,800	69	346,300	69	371,900	69	405,600	69	
70	290,800	70	311,700	70	347,000	70	373,000	70	406,200	70	
71	291,200	71	312,600	71	348,200	71	374,100	71	406,600	71	
72	291,500	72	313,400	72	349,300	72	375,100	72	406,900	72	
73	291,900	73	314,300	73	350,400	73	375,800	73	407,200	73	
74	292,400	74	315,100	74	351,600	74	376,600	74	407,700	74	
75	292,900	75	316,000	75	352,700	75	377,400	75	408,100	75	
76	293,500	76	316,900	76	353,800	76	378,100	76	408,400	76	
77	294,000	77	317,800	77	354,900	77	378,700	77	408,700	77	
78	294,500	78	318,700	78	356,000	78	379,200	78	409,200	78	
79	295,100	79	319,700	79	357,000	79	379,700	79	409,700	79	
80	295,500	80	320,600	80	358,100	80	380,200	80	410,100	80	
81	296,000	81	321,100	81	359,100	81	380,800	81	410,400	81	
82	296,400	82	321,900	82	360,100	82	381,400	82	410,800	82	
83	296,900	83	322,800	83	361,000	83	381,900	83	411,300	83	
84	297,400	84	323,600	84	362,000	84	382,400	84	411,700	84	
85	297,800	85	324,400	85	362,900	85	382,800	85	412,100	85	
86	298,300	86	325,300	86	363,700	86	383,200	86	412,500	86	
87	298,800	87	326,400	87	364,500	87	383,800	87	413,000	87	
88	299,300	88	327,400	88	365,300	88	384,300	88	413,400	88	
89	299,700	89	328,300	89	365,900	89	384,600	89	413,800	89	
90	300,200	90	329,300	90	366,500	90	385,100	90	414,200	90	
91	300,700	91	330,300	91	367,100	91	385,400	91	414,700	91	
92	301,200	92	331,300	92	367,700	92	385,700	92	415,100	92	
93	301,700	93	332,100	93	368,100	93	386,300	93	415,600	93	
94	302,100	94	332,800	94	368,500	94	386,800	94	416,000	94	
95	302,600	95	333,500	95	369,000	95	387,300	95	416,500	95	
96	303,200	96	334,100	96	369,500	96	387,800	96	416,900	96	
97	303,800	97	334,600	97	370,000	97	388,400	97	417,300	97	
98	304,400	98	334,900	98	370,400	98	388,900	98		98	
99	304,900	99	335,500	99	370,900	99	389,400	99		99	
100	305,400	100	336,100	100	371,300	100	389,800	100		100	
101	305,800	101	336,500	101	371,600	101	390,400	101		101	
102	306,300	102	337,000	102	372,100	102	390,900	102		102	
103	306,700	103	337,600	103	372,400	103	391,400	103		103	
104	307,100	104	338,100	104	372,700	104	391,900	104		104	
105	307,500	105	338,500	105	373,100	105	392,600	105		105	
106	307,900	106	339,000	106	373,600	106	393,000	106		106	
107	308,300	107	339,500	107	374,100	107	393,500	107		107	
108	308,600	108	340,000	108	374,600	108	394,000	108		108	
109	308,800	109	340,400	109	375,100	109	394,600	109		109	
110	309,100	110	340,700	110	375,600	110		110		110	
111	309,300	111	341,000	111	376,100	111		111		111	
112	309,600	112	341,300	112	376,500	112		112		112	
113	309,900	113	341,600	113	376,900	113		113		113	
114	310,100	114	342,000	114	377,300	114		114		114	
115	310,400	115	342,300	115	377,800	115		115		115	
116	310,600	116	342,600	116	378,300	116		116		116	
117	310,900	117	342,800	117	378,700	117		117		117	
118	311,100	118	343,100	118	379,200	118		118		118	
119	311,400	119	343,400	119	379,700	119		119		119	
120	311,800	120	343,600	120	380,200	120		120		120	
121	312,100	121	343,800	121	380,600	121		121		121	
122	312,400	122	344,100	122		122		122		122	
123	312,700	123	344,400	123		123		123		123	
124	313,000	124	344,700	124		124		124		124	
125	313,200	125	344,900	125		125		125		125	
126	313,400	126	345,200	126		126		126		126	
127	313,700	127	345,500	127		127		127		127	
128	314,100	128	345,700	128		128		128		128	

(5) 医療職給料表 (三)

(2025.4改定)

1級		2級		3級		4級		5級		6級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
129	314,300	129	346,000	129		129		129		129	
130	314,600	130	346,200	130		130		130		130	
131	314,900	131	346,500	131		131		131		131	
132	315,300	132	346,700	132		132		132		132	
133	315,500	133	347,000	133		133		133		133	
134	315,800	134	347,400	134		134		134		134	
135	316,100	135	347,800	135		135		135		135	
136	316,400	136	348,200	136		136		136		136	
137	316,600	137	348,500	137		137		137		137	
138	316,900	138	348,900	138		138		138		138	
139	317,200	139	349,300	139		139		139		139	
140	317,500	140	349,700	140		140		140		140	
141	317,700	141	350,000	141		141		141		141	
142	318,000	142	350,400	142		142		142		142	
143	318,400	143	350,700	143		143		143		143	
144	318,700	144	351,100	144		144		144		144	
145	318,900	145	351,400	145		145		145		145	
146	319,100	146	351,800	146		146		146		146	
147	319,400	147	352,200	147		147		147		147	
148	319,700	148	352,600	148		148		148		148	
149	319,900	149	352,900	149		149		149		149	
150	320,100	150	353,300	150		150		150		150	
151	320,400	151	353,700	151		151		151		151	
152	320,700	152	354,100	152		152		152		152	
153	321,100	153	354,400	153		153		153		153	
154	321,300	154		154		154		154		154	
155	321,500	155		155		155		155		155	
156	321,800	156		156		156		156		156	
157	322,100	157		157		157		157		157	
158	322,500	158		158		158		158		158	
159	322,800	159		159		159		159		159	
160	323,100	160		160		160		160		160	
161	323,500	161		161		161		161		161	
162	323,800	162		162		162		162		162	
163	324,100	163		163		163		163		163	
164	324,400	164		164		164		164		164	
165	324,800	165		165		165		165		165	
166	325,100	166		166		166		166		166	
167	325,400	167		167		167		167		167	
168	325,700	168		168		168		168		168	
169	326,100	169		169		169		169		169	
再任用	250,900	再任用	272,000	再任用	279,700	再任用	290,500	再任用	307,700	再任用	346,500

2 初任給基準表

(1) 行政職初任給基準表

職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給
一 般	採用試験	I 種		1 級 2 9 号給
		II 種		1 級 1 9 号給
		III 種		1 級 9 号給
	その他		高校卒	1 級 5 号給
無線従事者		第 1 級総合無線通信士 第 1 級海上無線通信士 第 1 級陸上無線技術士		1 級 2 9 号給
		第 2 級総合無線通信士 第 2 級海上無線通信士 第 2 級陸上無線技術士 第 1 級陸上特殊無線技士		1 級 1 3 号給
		航空無線通信士		1 級 9 号給
		第 3 級総合無線通信士 第 3 級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士 第 4 級海上無線通信士 第 1 級海上特殊無線技士 その他の資格		1 級 5 号給

(2) 技能職初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
技能職員	高校卒	1 級 5 号給
労務職員 (甲)		1 級 5 号給から 1 級 3 7 号給まで
労務職員 (乙)		1 級 1 号給から 1 級 1 7 号給まで
労務職員 (丙)		

(3) 研究職初任給基準表

試 験		学歴免許等	初任給
採用試験	I 種		1 級 2 9 号給
	II 種		1 級 1 9 号給
	III 種		1 級 9 号給
そ の 他	博士課程修了 (大学 6 卒後のものに限る)		1 級 6 5 号給
	博士課程修了		1 級 6 1 号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了		1 級 4 1 号給
	大学 6 卒		
	高校卒		1 級 5 号給

備考 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了 (大学 6 卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了・専門職学位課程修了大学 6 卒」の区分は、第 5 条第 2 項第 3 号に掲げる者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

(4) 医療職 (二) 初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初 任 給
薬剤師		大学6卒	2級19号給
		大学4卒	2級 5号給
獣医師		大学6卒	2級19号給
		大学4卒	2級 5号給
管理栄養士 栄養士		大学卒	2級 5号給
		短大卒	1級15号給
診療放射線技師		大学卒	2級 5号給
		短大3卒	1級21号給
臨床検査技師		大学卒	2級 5号給
		短大3卒	1級21号給
衛生検査技師		大学卒	2級 5号給
		短大卒	1級15号給
臨床工学技士		大学卒	2級 5号給
		短大3卒	1級21号給
理学療法士 作業療法士		大学卒	2級 5号給
		短大3卒	1級21号給
視能訓練士		大学卒	2級 5号給
		短大3卒	1級21号給
言語聴覚士		大学卒	2級 5号給
		短大3卒	1級21号給
歯科衛生士		短大3卒	1級21号給
		短大2卒	1級15号給
		高校専攻科卒	1級11号給
歯科技工士		短大3卒	1級21号給
		短大2卒	1級15号給
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師		短大3卒	1級21号給
		短大2卒	1級15号給
		高校卒	1級 5号給
その他		高校卒	1級 5号給

(5) 医療職 (三) 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
保健師	大学卒	2級15号給
	短大3卒	2級 9号給
看護師	短大3卒	2級 9号給
	短大2卒	2級 5号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級 5号給

3 昇格時号給対応表

(1) 行政職給料表昇格時号給対応表 (2025. 4. 1～)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38				
67	28	42	40	59	38				

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
68	28	42	40	60	38				
69	29	43	41	60	39				
70	29	43	41	60	39				
71	29	44	41	60	39				
72	30	44	42	60	39				
73	30	45	42	61	39				
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46	68	41				
87	35	47	46	69	42				
88	35	48	46	70	42				
89	35	48	47	71	43				
90	36	48	47	72					
91	36	48	47	73					
92	36	48	47	74					
93	37	49	47	75					
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

(2) 技能職給料表昇格時号給対応表 (2025. 4. 1～)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	9	1	1	1	1
2	1	1	1	1	10	1	1	1	1
3	1	1	1	1	11	1	1	1	1
4	1	1	1	1	12	1	1	1	1
5	1	1	1	1	13	1	1	1	1
6	1	1	1	1	14	1	2	1	1
7	1	1	1	1	15	1	3	1	1
8	1	1	1	1	16	1	4	1	1

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
17	1	5	1	1	52	32	32	24	18
18	1	6	1	1	53	33	33	25	19
19	1	7	1	1	54	34	34	26	19
20	1	8	1	1	55	35	35	27	20
21	1	9	1	1	56	36	36	28	20
22	2	10	1	1	57	37	37	29	21
23	3	11	1	2	58	38	38	30	21
24	4	12	1	2	59	39	39	31	22
25	5	13	1	3	60	40	40	32	22
26	6	13	1	3	61	41	41	33	23
27	7	14	1	4	62	42	42	34	23
28	8	14	1	4	63	43	43	35	24
29	9	15	1	5	64	44	44	36	24
30	10	15	2	6	65	45	45	37	25
31	11	16	3	7	66	45	45	38	25
32	12	16	4	8	67	45	46	39	25
33	13	17	5	9	68	46	46	40	25
34	14	18	6	9	69	46	47	41	26
35	15	19	7	10	70	46	47	42	26
36	16	20	8	10	71	47	48	43	26
37	17	21	9	11	72	47	48	44	26
38	18	22	10	11	73	47	49	45	27
39	19	23	11	12	74	48	49	46	27
40	20	24	12	12	75	48	49	47	27
41	21	25	13	13	76	48	50	48	27
42	22	26	14	13	77	49	50	49	28
43	23	27	15	14	78	49	50	50	28
44	24	28	16	14	79	49	51	51	28
45	25	29	17	15	80	50	51	52	28
46	26	29	18	15	81	50	51	53	28
47	27	30	19	16	82	50	52	54	28
48	28	30	20	16	83	51	52	55	29
49	29	31	21	17	84	51	52	56	29
50	30	31	22	17	85	51	53	57	29
51	31	32	23	18	86	52	53	57	29

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
87	52	53	58	29	113		62	72	
88	52	54	58	29	114		62	72	
89	52	54	59	30	115		62	72	
90	52	54	59	30	116		62	72	
91	53	55	60	30	117		63	72	
92	53	55	60	30	118		63	72	
93	53	55	61	30	119		63	72	
94	53	56	61	30	120		63	72	
95	53	56	62	31	121		63	72	
96	54	56	62	31	122		63	72	
97	54	57	63	31	123		63	72	
98	54	57	63		124		63	72	
99	54	57	64		125		63	72	
100	54	58	64		126		63	72	
101	55	58	65		127		63	72	
102	55	58	66		128		63	72	
103	55	59	67		129		63	72	
104	55	59	68		130		63		
105	55	59	69		131		63		
106		60	69		132		63		
107		60	70		133		63		
108		60	70		134		63		
109		61	71		135		63		
110		61	71		136		63		
111		61	72		137		63		
112		61	72						

(3) 研究職給料表昇格時号給対応表 (2025. 4. 1～)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	6	1	1	1	1
2	1	1	1	1	7	1	1	1	1
3	1	1	1	1	8	1	1	1	1
4	1	1	1	1	9	1	1	1	1
5	1	1	1	1	10	1	1	1	1

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
11	1	1	1	1	46	19	6	18	6
12	1	1	1	1	47	20	7	19	6
13	1	1	1	2	48	20	8	20	6
14	1	1	1	2	49	21	9	21	6
15	1	1	1	2	50	22	9	21	7
16	1	1	1	2	51	23	9	21	7
17	1	1	1	2	52	24	10	22	7
18	1	1	1	2	53	25	10	22	7
19	1	1	1	2	54	25	10	22	7
20	1	1	1	3	55	26	11	23	7
21	1	1	1	3	56	26	11	23	7
22	1	1	1	3	57	27	11	23	7
23	1	1	1	3	58	27	12	24	
24	1	1	1	3	59	28	12	24	
25	1	1	1	3	60	28	12	24	
26	2	1	2	3	61	29	13	25	
27	3	1	3	4	62	29	13	25	
28	4	1	4	4	63	29	14	26	
29	5	1	5	4	64	30	14	26	
30	6	1	6	4	65	30	15	26	
31	7	1	7	4	66	30	15	26	
32	8	1	8	4	67	31	16	27	
33	9	1	9	4	68	31	16	27	
34	10	1	10	5	69	31	17	27	
35	11	1	11	5	70	32	17	28	
36	12	1	12	5	71	32	17	28	
37	13	1	13	5	72	32	18	28	
38	14	1	13	5	73	33	18	29	
39	15	1	14	5	74	33	18	29	
40	16	1	14	5	75	34	19	29	
41	17	1	15	6	76	34	19	30	
42	17	2	15	6	77	35	19	30	
43	18	3	16	6	78	35	20	30	
44	18	4	16	6	79	36	20	31	
45	19	5	17	6	80	36	20	31	

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
81	37	21	31		102	50	29		
82	37	22	32		103	51	29		
83	38	23	32		104	52	30		
84	38	24	32		105	53	30		
85	39	25	33		106	53	30		
86	39	25	33		107	53	30		
87	40	25	33		108	54	30		
88	40	25	34		109	54	31		
89	41	26	34		110	54	31		
90	41	26	34		111	55	31		
91	42	26	35		112	55	31		
92	42	26	35		113	55	31		
93	43	27	35		114	56	32		
94	43	27			115	56	32		
95	44	27			116	56	32		
96	44	27			117	57	32		
97	45	28			118	57	32		
98	46	28			119	58	33		
99	47	28			120	58	33		
100	48	28			121	59	33		
101	49	29							

(4) 医療職 (二) 給料表昇格時号給対応表 (2025. 4. 1～)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級		2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	10	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	11	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	12	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	13	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	14	1	1	2	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	15	1	1	3	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	16	1	1	4	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	17	1	1	5	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	18	1	2	6	2	2	2

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級		2級	3級	4級	5級	6級	7級
19	1	1	7	1	1	1	53	29	33	41	29	25	12
20	1	1	8	1	1	1	54	29	34	42	29	25	
21	1	1	9	1	1	1	55	30	35	43	30	26	
22	2	2	10	2	2	2	56	30	36	44	30	26	
23	3	3	11	3	3	3	57	31	37	45	31	27	
24	4	4	12	4	4	4	58	31	38	46	31	27	
25	5	5	13	5	5	5	59	32	39	47	32	28	
26	6	6	14	6	6	5	60	32	40	48	32	28	
27	7	7	15	7	7	6	61	33	41	49	33	28	
28	8	8	16	8	8	6	62	33	42	50	33	28	
29	9	9	17	9	9	7	63	34	43	51	33	28	
30	10	10	18	10	10	7	64	34	44	52	34	29	
31	11	11	19	11	11	8	65	35	45	53	34	29	
32	12	12	20	12	12	8	66	35	46	54	34	29	
33	13	13	21	13	13	9	67	36	47	55	35	29	
34	14	14	22	14	14	9	68	36	48	56	35	29	
35	15	15	23	15	15	9	69	37	49	57	35	30	
36	16	16	24	16	16	9	70	37	49	57	36	30	
37	17	17	25	17	17	9	71	38	50	58	36	30	
38	18	18	26	18	18	9	72	38	50	58	36	30	
39	19	19	27	19	19	10	73	39	51	59	37	30	
40	20	20	28	20	20	10	74	39	51	59	37	31	
41	21	21	29	21	21	10	75	40	52	60	37	31	
42	22	22	30	22	21	10	76	40	52	60	37	31	
43	23	23	31	23	21	10	77	41	53	61	38	31	
44	24	24	32	24	22	10	78	41	53	61	38	32	
45	25	25	33	25	22	11	79	41	53	62	38	32	
46	25	26	34	25	22	11	80	42	54	62	38	32	
47	26	27	35	26	23	11	81	42	54	63	39	33	
48	26	28	36	26	23	11	82	42	54	63	39	33	
49	27	29	37	27	23	11	83	43	55	64	39	33	
50	27	30	38	27	24	11	84	43	55	64	39	34	
51	28	31	39	28	24	12	85	43	55	65	39	34	
52	28	32	40	28	24	12	86		56	66	40	34	

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級		2級	3級	4級	5級	6級	7級
87		56	67	40	35		101		59	70	43		
88		56	68	40	35		102		59	70			
89		56	69	40	35		103		59	70			
90		56	69	40			104		59	70			
91		57	70	41			105		59	70			
92		57	70	41			106			70			
93		57	70	41			107			70			
94		57	70	41			108			70			
95		57	70	41			109			70			
96		58	70	42									
97		58	70	42									
98		58	70	42									
99		58	70	42									
100		58	70	42									

(5) 医療職 (三) 給料表昇格時号給対応表 (2025. 4. 1～)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級		2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	17	1	1	5	1	1
2	1	1	1	1	1	18	2	1	6	1	1
3	1	1	1	1	1	19	3	1	7	1	1
4	1	1	1	1	1	20	4	1	8	1	1
5	1	1	1	1	1	21	5	1	9	1	1
6	1	1	1	1	1	22	6	1	10	2	1
7	1	1	1	1	1	23	7	1	11	3	1
8	1	1	1	1	1	24	8	1	12	4	1
9	1	1	1	1	1	25	9	1	13	5	1
10	1	1	1	1	1	26	10	1	14	6	2
11	1	1	1	1	1	27	11	1	15	7	3
12	1	1	1	1	1	28	12	1	16	8	4
13	1	1	1	1	1	29	13	1	17	9	5
14	1	1	2	1	1	30	14	2	18	10	6
15	1	1	3	1	1	31	15	3	19	11	7
16	1	1	4	1	1	32	16	4	20	12	8

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級		2級	3級	4級	5級	6級
33	17	5	21	13	9	68	48	40	56	46	29
34	18	6	22	14	10	69	49	41	57	47	29
35	19	7	23	15	11	70	50	42	58	47	29
36	20	8	24	16	12	71	51	43	59	48	30
37	21	9	25	17	13	72	52	44	60	48	30
38	22	10	26	18	14	73	53	45	61	49	30
39	23	11	27	19	15	74	54	46	62	50	30
40	24	12	28	20	16	75	55	47	63	51	30
41	25	13	29	21	17	76	56	48	64	52	30
42	26	14	30	22	17	77	57	49	65	53	31
43	27	15	31	23	18	78	58	50	66	53	31
44	28	16	32	24	18	79	59	51	67	54	31
45	29	17	33	25	19	80	60	52	68	54	31
46	30	18	34	26	19	81	61	53	69	55	31
47	31	19	35	27	20	82	62	54	70	55	31
48	32	20	36	28	20	83	63	55	71	56	32
49	33	21	37	29	21	84	64	56	72	56	32
50	34	22	38	30	21	85	65	57	73	57	32
51	35	23	39	31	22	86	65	58	74	57	32
52	36	24	40	32	22	87	66	59	75	58	32
53	37	25	41	33	23	88	66	60	76	58	32
54	38	26	42	34	23	89	67	61	77	59	33
55	39	27	43	35	24	90	67	62	78	59	33
56	40	28	44	36	24	91	68	63	79	60	33
57	41	29	45	37	25	92	68	64	80	60	34
58	41	30	46	38	25	93	69	65	81	60	34
59	42	31	47	39	26	94	70	66	81	60	34
60	42	32	48	40	26	95	71	67	82	61	35
61	43	33	49	41	27	96	72	68	82	61	35
62	43	34	50	42	27	97	73	69	83	61	35
63	44	35	51	43	28	98	74	70	83	61	
64	44	36	52	44	28	99	75	71	84	62	
65	45	37	53	45	29	100	76	72	84	62	
66	46	38	54	45	29	101	77	73	85	62	
67	47	39	55	46	29	102	77	74	86	62	

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級		2級	3級	4級	5級	6級
103	78	75	87	63		137	87	86			
104	78	76	88	63		138	88	86			
105	79	77	88	63		139	88	86			
106	79	77	88	63		140	88	86			
107	80	77	89	64		141	89	87			
108	80	78	89	64		142	89	87			
109	81	78	89	65		143	89	87			
110	81	78	90			144	89	87			
111	81	79	90			145	90	87			
112	81	79	90			146	90	88			
113	81	79	91			147	90	88			
114	82	80	91			148	90	88			
115	82	80	91			149	91	88			
116	82	80	92			150	91	88			
117	82	81	92			151	91	89			
118	82	81	92			152	91	89			
119	83	81	93			153	92	89			
120	83	81	93			154	92				
121	83	82	93			155	92				
122	83	82				156	92				
123	83	82				157	93				
124	84	82				158	93				
125	84	83				159	93				
126	84	83				160	94				
127	84	83				161	94				
128	84	83				162	94				
129	85	84				163	95				
130	85	84				164	95				
131	85	84				165	95				
132	86	84				166	96				
133	86	85				167	96				
134	86	85				168	96				
135	87	85				169	97				
136	87	86									

4 級別基準職務表

(1) 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
3級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の主査又は主任の職務 (2) 広域振興局又は出先機関の主査又は主任の業務 (3) 教育機関の主査又は主任の業務 (4) 警察本部又は警察署の係長の職務
4級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の主任主査又は困難な業務を処理する主査の職務 (2) 広域振興局又は出先機関の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務 (3) 教育機関の主任主査又は困難な業務を行う主査の業務 (4) 警察本部又は警察署の困難な業務を行う係長の職務
5級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の担当課長、特命課長又は困難な業務を行う主任主査の職務 (2) 広域振興局又は出先機関の課長、特命課長又は困難な業務を行う主任主査の職務 (3) 規模の小さい出先機関の長の職務 (4) 教育機関の事務長又は困難な業務を行う主任主査の職務 (5) 警察本部の課長補佐の職務
6級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の総括課長又は課長の職務 (2) 広域振興局又は規模の大きい出先機関の部長、室長又はセンター所長の職務 (3) 出先機関の長の職務 (4) 教育機関の困難な業務を行う事務長の職務 (5) 警察本部の課長の職務 (6) 主幹又は技術主幹の職務
7級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の高度の知識経験を必要とする総括課長又は課長の職務 (2) 広域振興局又は規模の大きい出先機関の高度の知識経験を必要とする部長、室長又はセンター所長の職務 (3) 重要な業務を所掌する出先機関の長の職務 (4) 教育機関の高度の知識経験を必要とする困難な業務を行う事務長の職務 (5) 警察本部の高度の知識経験を必要とする課長の職務

8級	(1) 本庁の副部長、副局長、室長又は担当技監の職務 (2) 委員会等の事務局の長の職務 (3) 広域振興局の副局長又は特に重要な業務を所掌する部の長の職務 (4) 規模の大きい出先機関の長の職務
9級	(1) 会計管理者又は本庁の部長若しくは局長の職務 (2) 特に重要な業務を所掌する委員会等の事務局の長の職務 (3) 広域振興局の長の職務
10級	(1) 企画理事の職務 (2) 特に重要な業務を所掌する本庁の部長又は局長の職務

(2) 研究職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	上級の研究員の指揮の下に研究を行う職務
2級	主任専門研究員又は専門研究員の職務
3級	(1) 試験研究機関の部長又は室長の職務 (2) 上席専門研究員、主査専門研究員又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う主任専門研究員の職務
4級	(1) 試験研究機関の長の職務 (2) 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 (3) 特に規模の大きい試験研究機関の部長の職務 (4) 首席専門研究員の職務
5級	(1) 規模の大きい試験研究機関の長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする試験研究機関の長の職務 (3) 特に規模の大きい試験研究機関の副所長の職務

(3) 医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	管理栄養士の職務
2級	薬剤師、獣医師又は困難な業務を行う管理栄養士の職務
3級	(1) 主任薬剤師、主任獣医師又は主任管理栄養士の職務 (2) 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 (3) 特に困難な業務を行う管理栄養士の職務
4級	(1) 主査薬剤師、主査獣医師又は主査管理栄養士の職務 (2) 困難な業務を行う主任薬剤師、主任獣医師又は主任管理栄養士の職務
5級	(1) 家畜保健衛生所の次長の職務 (2) 広域振興局、食肉衛生検査所、保健所又は家畜保健衛生所の課長の職務

	(3) 上席薬剤師、上席獣医師又は上席管理栄養士の職務
6級	(1) 食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所の長の職務 (2) 保健所又は規模の大きい家畜保健衛生所の次長の職務 (3) 広域振興局の室長の職務 (4) 技術主幹の職務
7級	(1) 規模の大きい家畜保健衛生所の長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所の長の職務 (3) 保健所又は規模の大きい家畜保健衛生所の高度の知識経験を必要とする次長の職務 (4) 広域振興局の高度の知識経験を必要とする室長の職務

(4) 医療職給料表 (三) 級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	(1) 保健師、看護師又は困難な業務を行う准看護師の職務 (2) 高等看護学院の看護教員の職務
3級	(1) 主査保健師、主査看護師、主任保健師又は主任看護師（以下「主査保健師等」という。）の職務 (2) 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 (3) 高等看護学院の主任看護教員又は高度の知識経験を必要とする看護教員の職務
4級	(1) 困難な業務を行う主査保健師等の職務 (2) 高等看護学院の主査看護教員又は高度の知識経験を必要とする主任看護教員の職務
5級	(1) 広域振興局又は保健所の課長の職務 (2) 上席保健師又は上席看護師の職務 (3) 高等看護学院の副学院長、上席看護教員又は高度の知識経験を必要とする主査看護教員の職務
6級	(1) 広域振興局の室長の職務 (2) 保健所の次長の職務

(5) 技能職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運転技士の職務 (2) ボイラー技士又は技能員の職務 (3) 電話交換手の職務 (4) 甲板員又は操機手の職務 (5) 守衛の職務 (6) 作業員、用務員又は調理員の職務 (7) 事務員の職務
2級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相当の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (2) 相当の技能又は経験を必要とするボイラー技士又は技能員の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (4) 相当の技能又は経験を必要とする甲板員又は操機手の職務 (5) 相当困難な業務を行う守衛の職務 (6) 相当高度の経験を必要とする作業を行う労務職員の職務 (7) 相当高度の経験を必要とする業務を行う事務員の職務
3級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 数名の運転技士を直接指揮監督する車庫長、これを補佐する副車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする運転技士の職務 (2) 数名の電話交換手を直接指揮監督する電話交換長、これを補佐する副電話交換長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務 (3) 試験船等の船長又は機関長の職務 (4) 数名の乗組員を直接指揮監督する甲板長、操機長又は司厨（ちゅう）長の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士又は技能員の職務 (6) 高度の技能又は経験を必要とする甲板員又は操機手の職務 (7) 相当数の守衛を直接指揮監督する守衛長、これを補佐する副守衛長又は特に困難な業務を行う守衛の職務 (8) 特に高度の経験を必要とする作業を行う労務職員の職務 (9) 特に高度の経験を必要とする業務を行う事務員の職務
4級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多数の運転技士を直接指揮監督する車庫長又はこれを補佐する副車庫長の職務 (2) 多数の電話交換手を直接指揮監督する電話交換長又はこれを補佐する副電話交換長の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う試験船等の船長又は機関長の職務 (4) 多数の乗組員を直接指揮監督し、かつ、高度の技能又は経験を必要とする作業を行う甲板長、操機長又は司厨（ちゅう）長の職務

職務の級	標準的な職務
4級	<ul style="list-style-type: none"> (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする作業を行う免許所有職員（その就業に必要な免許を有する職員をいう。以下同じ。）の職務 (6) 極めて高度の技能又は経験を必要とする作業を行う免許所有職員以外の技能職員の職務 (7) 多数の守衛を直接指揮監督する守衛長、これを補佐する副守衛長又は極めて困難な業務を行う守衛の職務 (8) 極めて高度の経験を必要とする作業を行う労務職員の職務 (9) 極めて高度の経験を必要とする業務を行う事務員の職務
5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多数の運転技士を直接指揮監督し、かつ、高度の技能若しくは経験を必要とする車庫長又はこれを補佐する副車庫長の職務 (2) 多数の電話交換手を直接指揮監督し、かつ、高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換長、これを補佐する副電話交換長又は高度の技能若しくは経験を必要とする主任電話交換手の職務 (3) 極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う試験船等の船長又は機関長の職務 (4) 多数の乗組員を直接指揮監督し、かつ、極めて高度の技能又は経験を必要とする作業を行う甲板長、操機長又は司厨（ちゆう）長の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とする主任技能員、主任甲板員又は主任操機手の職務 (6) 極めて高度の技能又は経験を必要とする作業を行う免許所有職員の職務 (7) 多数の守衛を直接指揮監督し、かつ、高度の経験を必要とする守衛長、これを補佐する副守衛長又は困難な業務を行う主任守衛の職務 (8) 高度の経験を必要とする主任作業員の職務 (9) 高度の経験を必要とする主任用務員又は主任調理員の職務 (10) 高度の経験を必要とする主任事務員の職務

5 休職期間等換算表

休 職 等 の 期 間	換 算 率
地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 12 条若しくは給与等条例第 26 条の 12 第 1 項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	3 分の 3 以下
職員の休職の事由に関する条例（昭和 27 年岩手県条例第 23 号。以下「休職条例」という。）第 2 条第 1 項の規定による休職（同項第 4 号によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
外国派遣職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
勤務時間等条例第 12 条又は給与等条例第 26 条の 12 第 1 項に規定する介護休暇の期間	
休職条例第 2 条第 2 項の規定による休職の期間	3 分の 2 以下（先行する休職が公務に基づくもの又は通勤による災害に係るものである場合にあっては、3 分の 3 以下）
専従許可の有効期間	3 分の 2 以下
地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は勤務時間等条例第 12 条若しくは給与等条例第 26 条の 12 第 1 項に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間	3 分の 1 以下（結核性疾患によるものである場合にあっては、2 分の 1 以下）
休職条例第 2 条第 1 項第 4 号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	3 分の 1 以下

休職等の期間	換算率
地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3分の3以下

備考 外国派遣職員並びに公益的法人等派遣職員（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員をいう。）及び退職派遣者（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する地職派遣者をいう。）に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務並びに同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体及び同法第10条第1項に規定する特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）を公務とみなす。

6 休職者の給与

- (1) 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう）により負傷し、若しくは疾病にかかり地公法第28条第2項第1号（心身の故障のため、長期の休養を要する場合）により休職になったときは、その期間中給与の全額が支給される。
- (2) 職員が結核性疾患にかかり地公法第28条第2項第1号により休職になったときは、その期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、寒冷地手当のそれぞれ100分の80が支給される。
- (3) 職員が前記1、2以外の心身の故障により、地公法第28条第2項第1号により休職になったときは、その期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、寒冷地手当のそれぞれ100分の80が支給される。
- (4) 職員が地公法第28条第2項第2号（刑事事件に関し起訴された場合）により休職になった場合、その期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内が支給される。

休職事由	根拠法規	休職期間	給与支給率
公務上の負傷疾病	地公法第28条第2項第1号	完治までの全期間	給与の全額
結核性疾患	地公法第28条第2項第1号	満2年以内	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、寒冷地手当のそれぞれの100分の80
その他の負傷疾病	地公法第28条第2項第1号	満1年以内	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、寒冷地手当のそれぞれ100分の80
刑事事件で起訴の場合	地公法第28条第2項第2号	刑が確定するまでの期間	給料、扶養手当、地域手当、住居手当の100分の60以内

7 評価制度について

【一般職】

(1) 制度の基本（人事評価制度実施要領より）

人事評価制度は、「職員育成」と「業務推進支援」を基本とし、「職員個人の努力」と「組織目標への貢献」に着目し、制度の透明性及び職員の納得性を高めて実施するものとする。

(2) 定期昇給にかかる評価

① 評価の時期

ア 担当課長級以上の職位にある者

(ア) 年間2回の評価

(イ) 第1回評価は、第2四半期の終了期に実施

(ロ) 第2回評価は、第3四半期の終了期に、1月1日を基準日として実施

イ 主任主査級（専門幹を含む。以下同じ）以下の職位にある者

(ア) 年間1回の評価

(イ) 評価は、第3四半期の終了期に、1月1日を基準日として実施

② 評価者

		一次評価者	二次評価者	評価集団
総括課長級 6級～7級	所属長	(省略)	(省略)	各部局単位
	その他	所属長	部局長（振興局長）	
担当課長級 5級		所属長	部局長 (振興局長・副局長)	
主任主査以下		担当課長	所属長	各所属単位

③ 面談

ア 基本面談

年度当初に、評価者から被評価者に対して評価シートを提示し、業務課題の推進にかかる細目等を設定する。

イ 業務実績評価面談Ⅰ（担当課長级以上）

第2四半期終了前に実施。評価者は、自己評価が記載された評価シートをもとに、下半期に向けて業務方針や業務課題に関する指導等を行う。

ウ 業務実績評価面談Ⅱ（全職員）

第3四半期終了前に実施。担当課長級以上の職位にある被評価者は1次評価者と面談。主任主査級以下の職位にある被評価者は一次評価者である担当課長等と面談した上で、二次評価者である所属長とも面談。自己評価が記載された評価シートをもとに、業務の取組状況の確認や年度末に向けての指導等を行う。

エ 業務実績確認面談（全職員）

年度終了前に実施。担当課長級以上の職位にある被評価者は一次評価者と面談。主任主査級以下の職位にある被評価者は所属長と面談。評価者は、年間の

業績評価の結果（業績に至る過程等の評価を含む）を提示する。

④ 昇給の区分

	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
	8号給	6号給	4号給	2号給	なし
担当課長級～主査級 (3級以上の中間層)	5%	20%	75%	戒告	停職
一般級 (2級以下の初任層)	20% (ただし「極めて良好」は5%以内)		80%	減給 (～3月)	減給 (3月超)

※ 次の職員は、「特に良好」の区分に該当するものとして取り扱う

- ・ 勤続15年及び25年の者
- ・ 勤務成績が特に良好と認められる主査級及び主任主査級に昇任した者

※ 技能労務職員の取り扱いは別に定める

⑤ 昇給加算者の選定及び決定

ア 2次評価終了後に、総務部長が算定した各部局ごとの内申枠の範囲で所属長から各部局長へ選定候補者を提出。

イ 各部局長は、部局内の推薦順位を付して総務部長へ内申。

ウ 総務部長は、部局内の推薦順位を参考としながら「極めて良好」の区分の昇給加算対象者を決定。上限数を超える等により当該区分の対象者とならなかった者は、「特に良好」の区分の上位の推薦順位として取り扱う。

エ 「特に良好」の区分の加算者選定にあたっては、「昇任者（主査級及び主任主査級）」、「勤続による能力伸長者」を優先し、各部局からの推薦順位を参考に決定。

⑥ 発令は、毎年4月1日。同日の発令をもって最終的な結果通知とする。

(3) 勤勉手当にかかる評価

① 評価の対象期間

ア 12月期勤勉手当 6月2日から 12月1日まで

イ 6月期勤勉手当 12月2日から翌年6月1日まで

② 評価の方法・評価者

勤勉手当は、所属長による一段階の評価により決定する（総括課長級以上を除く）。

③ 面談

勤勉手当評価にあたっては、面談を行うことを要しないが、昇給評価の面談内容を踏まえて評価する。

④ 成績率の区分

総務部長が、各勤勉手当の前に通知する。

⑤ 上位成績者の選定及び決定

所属長からの報告にもとづき部局長が総務部長へ内申。職員表彰及び部局長等表彰並びに勤勉手当評価にもとづき上位成績者を決定する。

6月支給期においては、3月の勤勉手当用の評価結果を異動後の所属に送付し、評価対象者は異動後の内申枠に加算する。

【再任用職員】（2017年12月勤勉手当時から反映）

<一般職との異動点>

- ・評価枠のみとし、表彰枠は設けない。
- ・上位区分の人員分布率は設けず、原資の範囲内で上位区分の枠を設定する。
（良好区分に関し0.015月分を引き下げその原資をもとに優秀区分に0.2月上乗せ）
- ・評価は部局単位で行う。
- ・再任用として初めての評価（6月期）は、定年前の直近の評価も勘案する。
- ・上記以外は、一般職の勤勉手当の人事評価制度に準じる。

<概要>

① 評価の対象期間

ア 12月期勤勉手当 6月2日から 12月1日まで

イ 6月期勤勉手当 12月2日から翌年6月1日まで

② 評価の方法・評価者

勤勉手当は、所属長による一段階の評価により決定する（総括課長級以上を除く）。

③ 面談

勤勉手当用の評価シートを用いて、昇給に係る面談に準じて行う。

（基本面談、業務実績評価面談、業務実績確認面談）

④ 成績率の区分

「優秀」、「良好」、「良好でない」（懲戒処分者（戒告、減給、停職）の場合もあり）の区分とし、成績率は、総務部長が、各勤勉手当の前に通知する。

⑤ 上位成績者の選定及び決定

総務部長は、部局毎の再任用職員数をもとに「優秀」の区分に係る内申枠を算定し、各部局に配分する。

各部局長は、所属長からの報告に基づき、部局内の内申枠の総数の範囲内で部局全体の均衡に配慮し、必要な調整等を行ったうえで、上位成績者を総務部長に内申。総務部長が上位成績者を決定。

⑥ 6月期勤勉手当の取扱い

・任期の更新の際に異なる部局に採用された職員がいる場合にあっては、3月に行った人事評価の結果を更新後の採用部局に送付し、上位成績率の評価の職員については、更新後の部局の内申枠に加算する。

・再任用職員として採用された日以後における最初の勤勉手当の成績率を決定する場合には、3月に行った勤勉手当用の再任用職員以外の職員の評価結果を、採用部局に送付し、必要な調整を行う。

【技能労務職員】（2019年12月勤勉手当時から反映）

<一般職との異動点>

- ・昇給には反映しない（勤勉手当のみ）。

- ・勤勉手当の区分に「優秀」を設け、1回あたり技能労務職員の4割の範囲で設定。
- ・上位区分の人員分布を部局別に示す（評価は部局単位）。
- ・上記以外は、一般職の勤勉手当の人事評価制度に準じる。
- ・再任用職員である技能労務職員の評価は、再任用職員の評価により行う。

<概要>

① 評価の対象期間

- ア 12月期勤勉手当 6月2日から 12月1日まで
- イ 6月期勤勉手当 12月2日から翌年6月1日まで

② 評価の方法・評価者

勤勉手当は、所属長による一段階の評価により決定する。

③ 面談

勤勉手当用の評価シートを用いて、昇給に係る面談に準じて行う。

（基本面談、業務実績評価面談、業務実績確認面談）

④ 成績率の区分

「優秀」、「良好」、「良好でない」（懲戒処分者（戒告、減給、停職）の場合もあり）の区分とし、成績率は、総務部長が、各勤勉手当の内申申出時期時に通知する。

⑤ 上位成績者の選定及び決定

総務部長は、部局毎の技能労務職をもとに「優秀」の区分に係る内申枠を算定し、各部局に配分する。

各部局長は、所属長からの報告に基づき、部局内の内申枠の総数の範囲内で部局全体の均衡に配慮し、必要な調整等を行ったうえで、上位成績者を総務部長に内申。総務部長が上位成績者を決定。

II 諸手当関係

1 扶養手当

支給対象	支給の範囲	月額（行政職給料表の場合）		
		7級以下	8級	9級以上
扶養親族のある全ての職員	配偶者	廃止	廃止	廃止
	子（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合）	13,000円	13,000円	13,000円
	その他の扶養親族（父母等）	6,500円	3,500円	支給無し
	16歳に達する年の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族たる子の加算額	5,000円	5,000円	5,000円

※ 配偶者にかかる扶養手当は、経過措置期間が終了し2026年度から廃止

※ 扶養親族は、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている次の者

ア 満22歳の年度末までの子及び孫

イ 満60歳以上の父母及び祖父母

ウ 満22歳の年度末までの弟妹

エ 重度心身障害者

※ 所得制限額（一人当たり）

年額	1,300,000円
月額	108,300円

〔暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員には支給されない〕

2 地域手当

地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して定めた以下の地域に在勤する職員に、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の合計額に各々の率を乗じた額を支給する。なお、給与条例改正に伴い、一部地域（名古屋市、福岡市等）において2027（令和9）年度までの経過措置あり。

(1) 1級地 東京都の特別区 100分の20

(2) 2級地 大阪市 100分の16

(3) 3級地 名古屋市 100分の15

(改正後 100分の12)

(4) 5級地 福岡市 100分の10

(改正後 4級地 100分の8)

(5) 6級地 仙台市 100分の6

(6) 7級地 札幌市・名取市・新潟市 100分の3

※ 医師及び歯科医師については特別の規定がある。

3 初任給調整手当

専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師、歯科医師及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給される。

ア 医師及び歯科医師

採用の日から35年間支給され、その月額は、職員の区分及び採用の日等によって異なる。

イ 獣医師（2025.12改正、2026.4から実施）

採用の日から15年間支給され、その月額は、採用の日等によって異なる。

(支給額)

職員の区分 期間の区分	1項職員（医療職給料表（一））					2項職員 （医学・歯学専門）	3項職員 （獣医学専門）
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	60,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	57,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	54,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	51,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	48,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	45,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	42,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	39,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	36,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	32,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	28,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	24,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	20,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	16,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	12,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	

職員の区分 期間の区分	1項職員（医療職給料表（一））					2項職員 （医学・歯学専門）	3項職員 （獣医学専門）
	1種	2種	3種	4種	5種		
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	
備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。							
2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。							
3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。							

(60歳に達した4月1日以降の支給額)

職員の区分 期間の区分	3項職員（獣医学専門）				
	円		円		円
1年未満	42,000	5年以上6年未満	31,500	10年以上11年未満	19,600
1年以上2年未満	39,900	6年以上7年未満	29,400	11年以上12年未満	16,800
2年以上3年未満	37,800	7年以上8年未満	27,300	12年以上13年未満	14,000
3年以上4年未満	35,700	8年以上9年未満	25,200	13年以上14年未満	11,200
4年以上5年未満	33,600	9年以上10年未満	22,400	14年以上15年未満	8,400

※ 2項職員（医学・歯学専門）については、別途規定あり（最大35年未満）。

4 住居手当

- ① 自ら居住するため住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に、次の表により支給する（100 円未満の端数切捨）。

家賃等の額が 23,000 円以下	家賃の額－12,000 円
家賃等の額が 23,000 円を超え 55,000 円未満	(家賃等の額－23,000 円) ×1/2+11,000 円
家賃等の額が 55,000 円以上	27,000 円

- ② 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている者については、①×1/2 の額を支給する。

※ 適用除外される職員

- 県公舎に居住している職員
- 国、他の地方公共団体、その他別に定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員
- 父母又は配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の父母が居住している住宅の一部を借り受けて居住している職員。
- 海外事務所勤務手当の支給を受ける職員

※ 家賃に含まれないもの

- 権利金、敷金、礼金、保証金、その他これに類するもの。
- 電気、ガス、水道等の料金
- マンション・アパート・団地等の共同利用施設にかかる負担金（共益費）
- 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものにかかる借料

※ 家賃に相当する額の算定の基準

- 居住に関する支払額の電気、ガス、水道等の料金が含まれている場合、その支払額の 100 分の 90 に相当する額
- 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合、その支払額の 100 分の 40 に相当する額

5 通勤手当

通勤のために交通機関を利用し運賃を支払っている職員又は交通用具等を使用している職員で、通勤距離が 2 km 以上の者に対して支給される。

なお、地方公務員災害補償法施行規則別表第 3 に掲げる障害に属するもの及びこれと同程度の障害のため歩行することが著しく困難であるため、交通機関等を利用し、又は

交通用具を使用しなければ通勤することが困難であると任命権者が認める者で通勤距離が片道2km未満の職員に対しても支給される。

(1) 支給期間の単位

ア 定期券の場合

- ・発行されている定期券の運用期間のうち、6ヵ月以内の最長の期間
- ・新幹線等で、乗車券と特急料金が一体の定期券については、当該定期の運用期間

イ 回数乗車券、高速自動車国道、交通用具の場合 1ヶ月

ウ 支給単位期間中に退職、離職、長期の旅行等により運賃等に変更がある場合等が支給単位期間の最初の月の初日において明らかな場合には、これに限らない。

エ 支給単位期間の始期については次のとおり

① 新たに支給される職員または改定のある職員

通勤手当の支給が開始される月または手当の額が改定される月

手当対象は、届出月の翌月から対象（ただし、その日が月の初日の場合にはその日の属する月。4月人事異動者にあつては、着任期間中の届出であれば、発令日での要件具備とし、当該月から対象）。

② 復職する職員

休職、組合専従等により2以上の月を通勤しないこととなった後の復職日の属する翌月（その日が月の初日の場合にはその月）

③ 出張、休暇、欠勤等により月の全日数を通勤しない職員

その後再び通勤することとなった日の属する月

(2) 交通機関利用者への支給

ア バス利用者の支給額

- ・1ヶ月のバス定期券の価格相当額
- ・プリペイドカード制導入バスの運賃等の額は、以下のとおり
(プリペイドカードの価額(価額の最高額面))
 \div (プリペイドカードによる運賃の支払いができる金額)
 \times 1回当たりの現金支払額 \times 2回 \times 21回
- ・地域連携ICカード制導入バスの運賃等の額は、以下のとおり
通勤21回分の運賃等の額
－ (1箇月当たりの)ポイント還元相当額(現行のICカードポイントは3%)

イ 在来線(JR在来線・IGR・三陸りあす鉄道)の利用者

- ・支給額は、6ヶ月以内の最長期間にかかる定期券の価格相当額

ウ 新幹線利用者

① 支給額は、3ヶ月定期券の価格相当額

② 利用基準

- ・通勤距離60km以上もしくは通勤時間がおおむね90分以上であること。

- ・新幹線鉄道等の利用により、通勤時間が短縮されること。
- ・新幹線鉄道等の利用に係る運賃を職員が負担していること。

※ 表：通勤距離 60km 以上もしくは通勤時間がおおむね 90 分以上の基準相当として利用が認められている区間

利用形態		利用駅
往路利用において一関方面から盛岡方面への通勤の場合	新幹線駅間の利用	一ノ関駅⇒北上駅
		一ノ関駅⇒新花巻駅
		水沢江刺駅⇒盛岡駅
		北上駅⇒盛岡駅
	在来線乗換えによる新幹線利用(北上駅乗換え)	六原駅・金ヶ崎駅⇒北上駅⇒盛岡駅 山ノ目駅～陸中折居駅⇒北上駅⇒盛岡駅
往路利用において盛岡方面から一関方面への通勤の場合	新幹線駅間の利用	盛岡駅⇒新花巻駅
		盛岡駅⇒北上駅
		盛岡駅⇒水沢江刺駅
		新花巻駅⇒一ノ関駅
	北上駅⇒一ノ関駅	
在来線乗換えによる新幹線利用(盛岡駅乗換え)	岩手飯岡駅⇒盛岡駅⇒一ノ関駅	
在来線乗換えによる新幹線利用(北上駅乗換え)	盛岡駅⇒北上駅⇒水沢駅	
帰路利用において盛岡方面から一関方面への通勤の場合	新幹線駅間の利用	盛岡駅⇒北上駅

エ 在来線・新幹線乗継の場合の支給

- ・在来線定期券価格の1箇月分の相当額+新幹線定期券価格の1箇月分の相当額
-新幹線利用区間における在来線定期券1月の額

オ 往路または帰路のみ新幹線利用の場合

① 盛岡駅以南

在来線運賃相当額+ (新幹線自由席特急料金×21回
- (1箇月当たりの)ポイント還元相当額))

② 盛岡駅以北

I G R 路線を利用する区間の回数券の1回当たりの額
+ (新幹線特定特急区間に係る普通運賃と特定特急料金の合計額×21回
- (1箇月当たりの)ポイント還元相当額))

- ③ 盛岡駅以南と盛岡駅以北の区間を通じて新幹線を利用する場合は、上記により算出された額を合算した額

※ 1箇月当たりの) ポイント還元相当額

新幹線特急券につき、新幹線停車駅でSuica利用が可能となったことに伴う措置 (Suicaで新幹線特急券を購入した場合、運賃に充当できるポイントがモバイルSuicaは2%、カードタイプSuicaは0.5%貯まること)。

(3) 交通用具使用者への支給

ア 自動車、自動車以外の原動機付の交通用具 (オートバイ等)、自転車利用者の支給額

片道の距離 (km以上km未満)	支給額		
	自動車	自動車以外の原動機付の交通用具 (オートバイ等)	自転車
2～4	2,100円	2,100円	2,100円
4～6	3,400円	2,200円	
6～8	4,600円	2,300円	
8～10	5,700円	2,900円	
10～12	6,900円	3,500円	
12～14	8,100円	4,100円	
14～16	9,300円	4,700円	
16～18	10,600円	5,300円	
18～20	11,800円	5,900円	
20～22	13,000円	6,500円	
22～24	14,300円	7,200円	
24～26	15,500円	7,800円	
26～28	16,700円	8,400円	
28～30	18,000円	9,000円	
30～32	19,300円	9,700円	
32～34	20,400円	10,200円	
34～36	21,700円	10,900円	
36～38	23,000円	11,500円	
38～40	24,100円	12,100円	
40～45	26,700円	13,400円	
45～50	29,700円	14,900円	
50～55	32,800円	16,400円	
55～60	35,900円	18,000円	
60～65	38,900円	19,500円	
65～70	42,100円	21,100円	
70～75	46,200円	23,100円	

75～80	49,400 円	24,700 円
80～85	52,600 円	26,300 円
85～90	56,600 円	28,300 円
90～95	60,000 円	30,000 円
95～100	63,300 円	31,700 円
100～	66,400 円	33,200 円

イ 複数の交通用具を利用する場合

- ① 交通用具の種類ごとに手当額を計算し合算する。
- ② 現に利用する全ての交通用具の通勤距離を合算し、それらの交通用具のうち最も支給額が高いもののみ利用した場合の手当額を求める。

利用する交通用具の区分	②で求める手当額
自動車・オートバイ等・自転車	自動車のみを利用し通勤した場合の手当額
オートバイ等 と 自転車	オートバイ等のみを利用し通勤した場合の手当額

- ③ ①と②を比較し、低廉な額を支給額とする

【参考】 計算例

例①：片道の通勤距離が、自動車 4 km、自転車 2 km（通勤距離 6 km）の場合

i) 自動車（4 km の区分）：3,400 円 + 自転車：2,100 円 = 5,500 円

ii) 自動車（6 km の区分）：4,600 円

iii) 5,500 円(i) > 4,600 円(ii) → **支給額 4,600 円**

例②：片道の通勤距離が、自動車 6 km、自転車 5 km（通勤距離 11km）の場合

i) 自動車（6 km の区分）：4,600 円 + 自転車：2,100 円 = 6,700 円

ii) 自動車（11km の区分）：6,900 円

iii) 6,700 円(i) < 6,900 円(ii) → **支給額 6,700 円**

(4) 高速自動車道利用者への支給

ア 利用基準

- ・通勤距離 60 km 以上もしくは通勤がおおむね 90 分以上であること。
- ・高速自動車道の利用により通勤時間が短縮されること。
- ・高速自動車道の利用に係る料金を職員が負担していること。

イ 支給額

- ・往復利用の場合

片道高速料金の 1 回あたりの額（ETCカード通勤割引後の額）× 2 × 21 回

- ・往路または帰路のみ利用の場合

片道高速料金の 1 回あたりの額（ETCカード通勤割引後の額）× 21 回

(5) 駐車場手当

- ・2026年4月から1か月当たり5,000円を上限とする手当を新設
- ・複数駐車場の利用（ex 最寄り駅周辺+勤務地周辺）の場合も該当。ただし各駐車場料金の合算額に対して5,000円を上限とする
- ・コインパーキング等1回払いの有料駐車場を利用している場合は、勤務1回あたりの利用料金×21日分を利用料金とみなし、5,000円を上限として支給
- ・職員駐車場利用料についても、駐車場手当の支給対象とする

(6) 複数の交通手段を併用する場合の支給

- ・交通機関と交通用具を併用しており、1ヶ月あたりの運賃等相当額、交通用具の使用距離に応じた額、駐車場利用料金等の合計額が150,000円を超える場合は、150,000円が1か月あたりの通勤手当の支給上限となる

6 単身赴任手当

(1) 支給要件

- ① 公署を異にする異動又は公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情（注1）により同居していた配偶者と別居することとなった職員で
- ② 通勤困難である（注2）者のうち
- ③ 単身で生活することを常況とする職員

（注1）やむを得ない事情とは

- ア 配偶者が父母または同居の親族を介護すること
- イ 配偶者が学校等に在学している同居の子を養育すること
- ウ 配偶者が引き続き就業すること
- エ 配偶者が自宅管理のため自宅に居住すること 等

（注2）通勤困難と距離の算定方法

1 通勤困難

- ア 異動等の直前の住居から異動等の直後の公署までの距離が60km以上
- イ 60km未満で、通勤方法、時間、交通機関の状況等から通勤困難である場合 ※30km以上かつ通勤時間90分以上（1997. 4. 1～）

2 算定方法

最も経済的、合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した距離で、徒歩、鉄道、船舶、バスによる距離（自動車などを除く）

(2) 支給額

- ア 基礎額 30,000円（支給要件に該当する全員）
- イ 加算額 70,000円以内で、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が80km以上の者

距 離	金 額
80km 以上 ～ 100km 未満	6,000 円
100km 以上 ～ 150km 未満	8,000 円
150km 以上 ～ 200km 未満	10,000 円
200km 以上 ～ 250km 未満	12,000 円
250km 以上 ～ 300km 未満	14,000 円
300km 以上 ～ 500km 未満	16,000 円
500km 以上 ～ 700km 未満	24,000 円
700km 以上 ～ 900km 未満	32,000 円
900km 以上 ～ 1,100km 未満	40,000 円
1,100km 以上 ～ 1,300km 未満	46,000 円
1,300km 以上 ～ 1,500km 未満	52,000 円
1,500km 以上 ～ 2,000km 未満	58,000 円
2,000km 以上 ～ 2,500km 未満	64,000 円
2,500km 以上	70,000 円

7 特地勤務手当

生活の著しく不便な地に所在する次の公署に勤務する職員に、特地勤務手当基礎額（※）に次の支給割合を乗じて得た額を支給する。（再任用職員は 2025 年度から支給）

公 署	所在地	級 地		支給割合
		夏季	冬季	
農業研究センター畜産研究所 種山畜産研究室	気仙郡住田町世田米	一級地	一級地	3/100
農業研究センター畜産研究所 外山畜産研究室	盛岡市藪川	一級地	一級地	3/100

※特地勤務手当基礎額は

- ①特地公署に勤務することとなった日等に受けていた給料+扶養手当の月額合計の 2 分の 1
- ②現に受ける給料+扶養手当の月額合計の 2 分の 1
- ①②の合算した額。

8 特地勤務手当に準ずる手当

特地公署または準特地公署（※）に勤務し、①公署を異にする異動または公署の移転に伴って、②住居を移転した職員に対し、③異動の日から 3 年（人事委員会の定める条件に該当する者は 6 年）、④異動等の日に受けていた給料の月額+扶養手当の月額合計額に期間等の区分に応じた次の支給割合を乗じた額を支給する。（再任用職員は 2025 年度から支給）

期 間 等 の 区 分			支給割合
異動等の日から起算して 4年に達するまで	特地公署	6級地から3級地まで	4/100
		2級地又は1級地	3.5/100
	準特地公署		3/100
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまで			3/100
異動等の日から起算して5年に達した後			1/100

☆準特地公署

公 署	所在地	準特地	
		夏季	冬季
県南局) 北上農村整備センター(豊沢ダム管理所)	花巻市北豊沢山	×	該当
内水面水産技術センター	八幡平市松尾寄木	該当	該当
中部農業改良普及センター西和賀普及センター 県南局) 北上土木センター西和賀出張所	和賀郡西和賀町川尻	×	該当

9 一般職の職員の特殊勤務手当

手当の名称	支給範囲	支給額
徴税手当	<p>総務部税務課、県税センター、広域振興局県税部又は経営企画部県税室、若しくは東京事務所に勤務し、県税の賦課及び徴収等に関する事務に従事する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 県税センター、広域振興局県税部又は経営企画部県税室に勤務し、県税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員</p> <p>ア 首席特別税務調査員である職員</p> <p>イ 課長、専門幹、専門幹特別税務調査員、主任主査、上席特別税務調査員、主任主査行政専門員、主査、主査行政専門員、主任又は主任行政専門員</p> <p>ウ ア及びイに掲げる職員以外の行政職給料表の職務の級(以下「職務の級」という。)2級以上である職員</p> <p>エ 職務の級1級である職員のうち職務の級の号級が25号以上</p> <p>オ 職務の級1級である職員のうちエ以外のもの</p> <p>(2) 総務部税務課又は東京事務所に勤務し、県税の調査、徴収、滞納処分、審査請求の処理及び納税相談への対応に従事する職員</p>	<p>給料月給の100分の10に相当する額の範囲内。</p> <p>但し、次の額を限度とする。</p> <p>(1)</p> <p>ア 16,500円</p> <p>イ 20,000円</p> <p>ウ 18,500円</p> <p>エ 15,800円</p> <p>オ 12,700円</p> <p>(2) 勤務1日870円</p>

<p>防疫等作業 手当</p>	<p>職員が、感染症等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合又は犬による危害の恐れがある場合において、次の作業又は業務に従事した場合。</p> <p>ア 感染症患者等の救護</p> <p>イ 感染症等の病原体に汚染された物件等の処理作業</p> <p>ウ 感染症等の病原体を有する家畜等の防疫作業</p> <p>エ 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲等(380円)</p> <p>オ 在宅結核患者の家庭訪問指導(290円)</p> <p>カ 動物の愛護及び管理に関する条例に基づく犬の捕獲等</p> <p>【高病原性鳥インフルエンザ等特例】</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ等のまん延を防止するための措置に係る作業に従事した場合</p> <p>キ 患畜及び疑似患畜のと殺、焼却、埋却等の作業</p> <p>ク 畜舎の消毒作業</p> <p>ケ 消毒ポイントにおける消毒作業</p> <p>コ 現地拠点施設又は支援員集合施設における運営業務(連絡調整、物資管理、作業内容説明、車両誘導等)、健康観察業務、防護衣着指導業務等</p>	<p>作業又は勤務 1日につき</p> <p>ア 290円</p> <p>イ 380円</p> <p>ウ 380円</p> <p>エ 380円</p> <p>※牛又は豚のと殺作業は 760円</p> <p>オ 290円</p> <p>カ 380円</p> <p>キ・ク 1日 4,000円 (夜間5,000円) ※4時間未満 の場合1/2</p> <p>ケ・コ 1日 2,000円 (夜間2,500円) ※4時間未満 の場合1/2</p>
<p>と畜検査手 当</p>	<p>保健所又は食肉衛生検査所に勤務すると畜検査員が検査の作業に従事した場合</p> <p>(1)食肉衛生検査所の所長・副所長であると畜検査員</p> <p>(2)(1)の職員以外のと畜検査員</p> <p>※保健所に勤務すると畜検査員で、検査の作業に従事した日数が勤務に数の3分の2に満たない時は、作業に従事した日数に応じ日割で算出した額。</p>	<p>勤務1月につき給料月給の</p> <p>(1)100分の2</p> <p>(2)100分の8</p>
<p>放射線取扱 手当</p>	<p>保健所、生物工学研究所に勤務する職員が、次の作業に従事したとき。</p> <p>(1)X線その他の放射線を人体に対して照射する作業</p> <p>(2)(1)の作業の補助作業</p> <p>(3)放射性同位元素等の規制に関する法律第21条第1項の放射線障害予防規程に定められた管理区域内において放射線障害の防止のために行う作業</p>	<p>(1)作業1日につき1,900円</p> <p>(2)(3) 作業1日につき230円</p> <p>※1日について4時間に満たない場合 60/100</p>

<p>環境衛生検査等業務手当</p>	<p>広域振興局保健福祉環境部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次の業務に従事したとき。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づいて行う事業若しくは産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者若しくは有害使用済機器の保管若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査（帳簿書類検査除く。）の業務</p> <p>(2) 浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づいて行う浄化槽の立入検査の業務</p> <p>(3) 流域下水道の排水施設の巡回検査またはポンプ施設及び終末処理施設の維持管理作業の監督の業務</p>	<p>勤務 1 日につき 230 円</p>
<p>社会福祉業務手当</p>	<p>(1) 広域振興局保健福祉環境部に勤務し、生活保護法の規定に基づき専らその業務に従事する職員及び当該職員を指導監督する業務に専ら従事する職員</p> <p>(2) 福祉総合相談センターに勤務し、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関する業務に専ら従事する職員</p> <p>(3) 福祉総合相談センター、児童相談所、杜陵学園に勤務し、児童福祉法又は売春防止法の規定に基づき援護、育成又は更生の措置を要する者、困難な問題を抱える女性等に面接して行う相談、指導、判定又は援助の業務に専ら従事する職員</p> <p>(4) 広域振興局保健福祉環境部及び福祉総合相談センターに勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談または調査の業務に従事する職員（(1)の職員を除く。）</p>	<p>(1)・(2) 勤務 1 月につき 12,800 円</p> <p>(3) 福祉総合相談センター・児相は勤務 1 月につき 20,000 円 杜陵学園は勤務 1 月につき 12,800 円</p> <p>(4) 勤務 1 日につき 610 円</p>

社会福祉施設等勤務手当	杜陵学園に勤務する職員が、入所者又は児童等に対する運動会又は修学旅行における介助又は指導を補助する業務、授業における指導を補助する業務又は付添い、災害時の避難（訓練を含む。）における付添い、病院への通院における付添い、入学式、卒業式等の施設全体の行事（運動会及び修学旅行を除く。）における付添いに従事したときに支給する。	勤務 1 日につき 270 円
精神保健福祉業務手当	<p>保健福祉部障がい保健福祉課、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条第 1 項の規定による調査又は同条第 3 項の規定による精神保健指定医が診察する場合の立会い。</p> <p>(2) 法第 29 条 2 の 2 第 1 項又は第 34 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく精神障害者の移送業務。</p> <p>(3) 法第 47 条第 1 項の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助又はこれらに準ずる業務で精神障害者に接するもの。</p>	勤務 1 日につき 610 円
有害物取扱手当	<p>保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、環境保健研究センター、生物工学研究所、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、内水面水産技術センター、県民生活センター、産業技術短期大学校、高等技術専門校、職業能力開発センター、農業大学校、農業改良普及センターに勤務する職員が、労働安全衛生法施行令第 22 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(労働安全衛生法施行令第 22 条第 1 項 (抄))</p> <p>第 3 号：特定化学物質を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務</p> <p>第 4 号：鉛業務（製造、加工など）</p> <p>第 5 号：四アルキル鉛等業務（製造、加工など）</p>	勤務 1 日につき 290 円

<p>衛生検査業務手当</p>	<p>(1) 環境保健研究センターに勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>ア 病理試験又は細菌検査の業務(専ら従事した場合に限る。)</p> <p>イ 病理試験又は細菌検査の業務(専ら従事した場合を除く。)</p> <p>ウ 化学的試験又は検査の業務</p> <p>(2) 北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、化学的試験又は検査の業務に従事したときに支給する。</p>	<p>(1) ア 勤務1月につき給料月額額の100分の8</p> <p>(1) イ 勤務1日につき1,490円</p> <p>(1) ウ 勤務1日につき730円</p> <p>(2) 勤務1日につき230円</p>
<p>公害防止等業務手当</p>	<p>環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が公害防止等県民の生活環境保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 大気汚染防止法第26条第1項の規定に基づいて行うばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化学物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係わる建築物その他の物件(関係帳簿書類を除く)の立入検査。</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定に基づき行う特定施設その他の物件(関係帳簿書類を除く)の立入検査。</p> <p>(3) 土壌汚染対策法第54条第1項の規定に基づいて行う土壌汚染状況調査に係る土地または要措置区域等内の立入検査(関係帳簿書類または土地の形質の変更の実施状況に係る検査を除く。)</p> <p>(4) 騒音規制法第3条第1項に規定する規制地域の指定又は同法第4条に規定する規制基準の設定のため行う騒音の測定。</p> <p>(5) 悪臭防止法第3条に規定する規制地域の指定又は同法第4条に規定する規制基準の設定のため行う悪臭の測定。</p> <p>(6) ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項の規定に基づいて行う特定施設その他の物件(関係帳簿書類を除く)の立ち入り検査</p> <p>(7) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第2項の規定に基づいて行う特定特殊自動車その他の物件(関係帳簿書類を除く)の立入検査</p> <p>(8) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保</p>	<p>勤務1日につき230円</p>

	全に関する条例第 33 条第 1 項に規定する騒音規制地域の指定若しくは同条例第 34 条第 1 項に規定する騒音規制基準の設定のため行う騒音の測定、同条例第 47 条第 1 項に規定する悪臭規制地域の指定若しくは同条例第 48 条第 1 項に規定する悪臭規制基準の設定のため行う悪臭の測定又は同条例第 92 条第 1 項の規定に基づいて行うばい煙排出者、排出水を排出する者、粉じん発生施設、騒音発生施設若しくは工場等を設置している者若しくは健康有害物質取扱者の工場若しくは事業場、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所若しくは小規模の廃棄物焼却炉が設置されている場所に係る施設その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査。	
看護師養成指導手当	高等看護学院に勤務し、専ら看護師の養成指導に従事する看護師に対して支給する。	勤務 1 月につき 給料月額 の 100 分の 7
危険鳥獣捕獲等手当	危険鳥獣(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 2 条第 6 項に規定する危険鳥獣をいう。以下同じ。)の捕獲等をするための作業に従事したときに支給する。 ア 危険鳥獣の捕獲、殺傷等の作業 イ 危険鳥獣を捕獲するためのはこわなの設置作業 ウ 危険鳥獣が出現している現場における関係機関との連絡調整、住民の避難誘導等の作業	1 回あたり以下の額を支給 ア 5,000 円 イ 380 円 ウ 380 円
爆発物取締業務手当	復興防災部消防安全課、商工労働観光部商工企画室若しくは広域振興局経営企画部若しくは総務部に勤務する職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに支給する。 (1)火薬取締法に基づいて行う火薬類の製造施設若しくは火薬庫の保安検査若しくは定期自主点検の立会い又は火薬類の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所若しくは保管場所の立入検査(帳簿書類検査除く。) (2)高圧ガス保安法に基づいて行う高圧ガスの製造施設の保安検査若しくは立入検査または高圧ガス容器検査 (3)計量法に基づいて行う液化石油ガスメーターの検定又は検査	勤務 1 日につき 250 円 ※1 日について 4 時間に満たない場合 60/100

<p>犯則取締等 手当</p>	<p>総務部税務課、県税センター、広域振興局県税部又は経営企画部県税室、漁業取締事務所又は東京事務所に勤務する職員（県税センター、広域振興局経営企画部又は県税部に勤務する職員であって、徴税手当が支給されない職員に限る）が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 地方税法の規定に基づく犯則事件の調査、検査又は犯則の取締りの業務で国税犯則取締法に基づいて行う業務（内偵調査における尾行、張込み又は資金若しくは物の移動の探索の業務、強制調査の業務、裏付調査における資金の移動の追跡又は隠匿財産の調査の業務）</p> <p>(2) 漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務</p> <p>(3) 漁業関係法規違反の取締りの業務で陸上で行うもののうち、事業場等における漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙、追跡、張込みの業務</p> <p>※同一の日に(2)及び(3)の業務に従事した場合は、(3)の業務に係る手当は支給しない。</p>	<p>(1) 勤務 1 日につき 550 円</p> <p>(2) 勤務 1 日につき 500 円</p> <p>(3) 勤務 1 日につき 400 円</p>
<p>消防訓練指導手当</p>	<p>消防学校に勤務する職員が、救助訓練、火災防ぎょ訓練等で消防学校の教育訓練の基準別表第 1 から別表第 6 までに掲げる各教科目における訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防ぎょ訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の各教育訓練の指導に従事したときに支給する。</p>	<p>勤務 1 日につき 720 円</p>
<p>職業訓練指導手当</p>	<p>産業技術短期大学校、高等技術専門校又は職業能力開発センターに勤務し、職業訓練に関する事務に従事する職業訓練指導員に対して支給する。</p>	<p>勤務 1 月につき給料月額の 100 分の 7 ※特別調整額を支給される職員は給料月額 100 分の 2</p>

<p>農業研修業務手当</p>	<p>農業大学校に勤務し、研修の業務に従事する職員（講義、実習等研修生の指導業務に従事する職員をいう。）に対して支給する。</p>	<p>(1)主として研修業務に従事する職員（指導業務に専ら従事する職員のうち、教育部に所属する職員）給料月額の100分の7 (2)(1)以外の職員（指導業務に専ら従事する職員以外の職員）給料月額の100分の2</p>
<p>種雄牛馬等取扱手当</p>	<p>家畜保健衛生所、農業研究センター、農業大学校に勤務する職員が、種雄の牛、馬又は豚（以下「種雄牛馬等」という。）の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備（例えばワクチン接種や衛生検査等の作業が含まれる。）のために種雄牛馬等を御する作業に従事したときに支給する。</p>	<p>作業1日230円 ※1日について4時間に満たない場合60/100</p>
<p>家畜保健衛生業務手当</p>	<p>広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務し、家畜保健衛生業務に従事する職員（獣医師の免許状を有し、かつ、研究職給料表又は医療職給料表(2)の適用を受ける者（農業研究センターに勤務する職員にあっては、畜産研究所種山畜産研究室に勤務する者に限る。））に対して支給する。</p>	<p>◎家畜保健衛生所又は種山畜産研究室（研究職給料表のものを除く）勤務1月につき17,600円 ◎広域振興局農政部若しくは農林部に勤務する職員又は種山畜産研究室に勤務する職員で研究職給料表の適用を受けるもの勤務1日につき830円</p>

<p>用地交渉等 手当</p>	<p>農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾空港課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所に勤務する職員が、土地の取得等（土地、土地収用法第5条に掲げる権利、土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件又は土地に属する土石砂れきの収用又は使用）に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに支給する。 ※「交渉」とは、土地の取得等または損失の補償について、その権利者、被補償者等と面接して行うものをいう。</p>	<p>勤務1日につき650円 ※正規の時間外の場合 100分の50の割り増し加算</p>
<p>高所作業手 当</p>	<p>総務部管財課、農林水産部森林保全課、県土整備部建築住宅課、広域振興局保健福祉環境部、農政部、林務部、農林部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、環境保健研究センター、花巻空港事務所に勤務する職員が、地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所（建築物または構築物上の墜落の危険が特に著しい箇所、山、谷又は崖等の40度以上の斜面上で命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が特に著しい箇所）で測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。 ※「人事委員会が定めるもの」とは次の作業 (1)広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が行う大気汚染の監視に係る風向風速計の保守点検の作業 (2)広域振興局土木部に勤務する職員が行うダム本体、主ゲート、予備ゲート、クレストゲート、選択取水設備又は警報局の保守点検の作業 (3)県南広域振興局農政部に勤務する職員が行うテンダーゲート、取水ゲート又は警報施設の保守点検の作業 (4)花巻空港事務所に勤務する職員が行う照明施設の保守点検の作業（断芯したエプロン照明灯の交換に係る保守点検の作業に限る。）</p>	<p>◎営業工事の監督又は(2)～(4) 1日につき200円 (30m以上の高所は300円) ◎上記以外の作業 作業1日につき220円 (20m以上の高所は320円) ※1日について4時間に満たない場合 60/100</p>
<p>坑内作業手 当</p>	<p>広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業に従事したときに支給する。</p>	<p>作業1日につき450円 ※圧搾空気内での作業の場合 1時間につき210円 ※1日について4時間に満たない場合 60/100</p>

<p>深所作業手 当</p>	<p>広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4m以上の深所（堤防その他の構築物で囲まれ、浸水の危険性が現実に予想されない個所は含まない。）で行う作業に従事したときに支給する。</p>	<p>作業1日につき220円 ※1日について4時間に満たない場合 60/100</p>											
<p>災害応急作業等手 当</p>	<p>農林水産部、県土整備部、広域振興局農政部、林務部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>ア 異常な自然現象（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する自然現象）により重大な災害（大規模な土砂崩壊、決壊、冠水、雪崩、落石、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害）が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業（災害を防止し、又は災害による被害を軽減するため応急的に行う仮道、仮橋、仮締切土、決壊防止工等の工事の施行又はその監督）のための災害状況の調査</p> <p>(ア) 河川の堤防等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 河川の堤防、せき、護岸及び水門 ② 橋梁、漁港、海岸保全施設、砂防施設、治山施設、建設中のダム関係施設及び下水道施設 ③ 農業用の水路、橋梁、ため池、水路の護岸、頭首工及び樋門 ④ 林業用の道路及び橋梁 <p>(イ) 道路法第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</p> <p>※通行が禁止されている区間</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 知事が定める異常気象時通行規制区間に係る道路通行規制基準に規定する降雨量等があった場合 当該異常気象時通行規制区間 ② 災害が発生し、又は発生するおそれがあるため道路の通行に危険が急迫している場合 ①の区間以外の区間 <p>(ウ) 港湾施設又は鉄道施設等</p>												
	<p>ア【支給額】</p> <table border="1" data-bbox="651 1738 1355 1906"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>巡回監視</th> <th>応急作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職4級以上</td> <td>600円</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>行政職3級及び2級</td> <td>480円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>行政職1級</td> <td>350円</td> <td>530円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夜間の場合 100分の50の割り増し加算 ※1日について4時間に満たない場合 60/100</p>	区 分	巡回監視	応急作業	行政職4級以上	600円	910円	行政職3級及び2級	480円	730円	行政職1級	350円	530円
区 分	巡回監視	応急作業											
行政職4級以上	600円	910円											
行政職3級及び2級	480円	730円											
行政職1級	350円	530円											

	イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき居住者等が避難のため立退きを勧告され、若しくは指示された地域又は同法第 63 条第 1 項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業	イ 1 日 910 円
道路上作業 手当	広域振興局土木部に勤務する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業及び次の s 業に従事したときに支給する。 (1) 舗装の打換、カバーリング、パッチング、凍結防止薬剤散布、路面の整備又は路面の清掃作業 (2) 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、共同溝、防護柵、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築、維持又は修繕作業	作業 1 日につき 300 円 ※ 1 日について 4 時間に満たない場合 60/100
漁ろう手当	船員が船舶による漁ろう作業に従事したときに支給する。	
		【支給額】 漁獲水揚総収入額から販売手数料を差し引いた額に 100 分の 10 を下らず 100 分の 20 を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を支給総額とし、船員ごとの支給額は船員の職務の責任の度合その他の事情を考慮して任命権者が定める。
用船手当	船員が用船された船舶に乗船して航海したときに支給する。	
		【支給額】 用船料の額に 100 分の 10 を下らず 100 分の 20 を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を支給総額とし、船員ごとの支給額は船員の職務の責任の度合その他の事情を考慮して任命権者が定める。
航海手当	職員が船舶による監視、調査、観測、警備等の作業に従事して航海した場合であって人事委員会の定める基準に該当するときに支給する。 ※人事委員会の定める基準 次の各号のいずれかに該当する場合を除く航海とする。 (1) 船籍港又は根拠地から出港し、7 時間 45 分以内に帰港する航海（警備艇による航海を除く。） (2) 碇泊けい留中のもの	航海 1 日につき ①船長、専門幹航海士、専門幹機関士、専門幹通信士、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主任航海士、主任機関士及び主任通信士、船員以外の職員のうち職務の級 2 級以上である者及び職務の級 1 級 25 号給以上である者 540 円

潜水手当	職員が潜水作業に従事したときに支給する。	従事時間 1 時間につき 20mまで 310 円 30mまで 780 円 30mを超える とき 1,500 円
海外事務所勤務手当	<p>外国に所在する機関であって人事委員会規則で定めるものに勤務する職員に支給する。</p> <p>【支給額】</p> <p>① 勤務 1 月につき、同項の職員がその勤務する国に所在する在外公館のうち人事委員会規則で定めるものに勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の額（在勤基本手当にあつては、法の規定による額に 100 分の 80 を乗じて得た額とする。）の合計額とする。この場合において、配偶者手当の額に相当する額が支給される場合にあつては、一般職の職員の給与に関する条例第 27 条の規定により当該職員に支給される扶養手当（配偶者に係る部分に限る。）の額を当該合計額から減じた額とする。</p> <p>② 手当に租税が課せられる場合における同項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額にその租税の額に相当する額を加算した額とする。</p>	
管理職員特別勤務手当	<p>特定管理職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日（祝日）等若しくは年末年始の休日等に勤務をしたときに支給する。また、それ以外の日の午後 10 時から午前 5 時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務したときに支給する。</p>	<p>勤務 1 回につき週休日等は 18,000 円、その他は 6,000 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（給料の特別調整額の区分により支給額が異なる）</p>

(併給禁止)

- 1 一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和 32 年岩手県条例第 39 号）第 2 条第 1 項の規定により給料の調整を受ける職にある職員には、社会福祉業務手当及び社会福祉施設等勤務手当は、支給しない。
- 2 一般職の職員の給与に関する条例第 26 条第 1 項の規定により給料の特別調整額を受ける職にある職員には、徴税手当、社会福祉業務手当、農業研修業務手当及び刑事作業手当は、支給しない。ただし、当該給料の特別調整額を受ける職にある職員のうち人事委員会の定めるものが第 10 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる作業に従事したときは、当該作業に係る刑事作業手当を支給する。
- 3 一般職の職員の給与に関する条例第 26 条第 1 項に規定する職にある職員には、同条例第 34 条の 2 第 1 項の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は、支給しない。
- 4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日（漁ろう手当及び用船手当にあっては、当該手当の支給される期間）については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる 1 の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査手当	有害物取扱手当
環境衛生検査等業務手当	公害防止等業務手当 高所作業手当
社会福祉業務手当	社会福祉施設等勤務手当 精神保健福祉業務手当
衛生検査業務手当	有害物取扱手当
衛生検査業務手当（第 8 条の 2 第 1 項第 1 号アに掲げる業務に係る衛生検査業務手当に限る。）	公害防止等業務手当
公害防止等業務手当	高所作業手当
家畜保健衛生業務手当	防疫等作業手当（第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる防疫作業のうち家畜に対する防疫作業に係る防疫等作業手当に限る。） 有害物取扱手当
高所作業手当	深所作業手当
坑内作業手当（圧搾空気内で行われた作業に係る坑内作業手当を除く。）	高所作業手当 深所作業手当
災害応急作業等手当	道路上作業手当 夜間特殊業務手当
漁ろう手当、用船手当	航海手当

※ 条例第 21 条第 4 項ただし書きの規定に該当する場合において、同項の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超える特殊勤務手当が 2 以上あるときは、そのうちの最も額の多い特殊勤務手当（当該特殊勤務手当が 2 以上あるときは、そのうちのいずれか 1 の特殊勤務手当）を支給するものとする。

※手当額の特例

次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合における当該手当の額は、この規制の規定により受けるべき額の 100 分の 60 に相当する額とする。

- (1) 放射線取扱手当（条例第 6 条第 1 号イに掲げる放射線取扱手当に限る。）
- (2) 爆発物取締業務手当
- (3) 種雄牛馬等取扱手当
- (4) 高所作業手当
- (5) 坑内作業手当（圧搾空気内で行われた作業に係る坑内作業手当を除く。）
- (6) 深所作業手当
- (7) 災害応急作業等手当（条例第 9 条の 1 7 第 1 項第 1 号アに掲げる作業および同項第 3 号の作業の同項第 1 号アに掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業にかかわる災害応急作業等手当に限る）
- (8) 道路上作業手当

※ 前項に規定する作業に従事した時間には、条例第 21 条第 4 項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に時間を含むものとする。

10 現業職員の特殊勤務手当（一般職員と重複しないもの）

手当の名称	支給範囲	支給額
農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員が、研修の業務（補助業務を含む。）に従事したとき（第 7 条の 9 第 1 項に規定する作業に従事したときを除く。）に支給する。	勤務 1 日 300 円 ※ 4 時間に満たないとき 180 円
特殊自動車運転作業手当	広域振興局土木部、農業研究センター、農業大学校、林業技術センター又は農業大学校に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1) 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 2 条の表に掲げる特殊自動車（農耕作業用自動車にあつては大型特殊自動車に限る。以下「特殊自動車」という。）の運転作業	作業 1 日につき 作業時間が 4 時間以上である場合 300 円 4 時間未満である場合 180 円 暴風雪警報又は大雪警報発令下において

	<p>(2)府令第2条の表に掲げる大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車で除雪措置を装置したもの（以下「除雪車」という。）、道路清掃装置を装置したものまたはガードレール清掃装置を装着したもの（以下「ガードレール清掃車」という。）の運転作業</p> <p>(3)特殊自動車又は除雪車による除雪作業に伴う運転助手としての補助的作業又は排雪の作業</p> <p>(4)ガードレール清掃車による清掃作業に伴う清掃装置の操作の作業</p>	<p>(1) (2) (3)</p> <p>4時間以上 450円</p> <p>4時間未満 270円</p>
<p>社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、有害物取扱手当、犯則取締等手当、種雄牛馬等取扱手当、高所作業手当、災害応急作業等手当、道路上作業手当、漁ろう手当、用船手当、航海手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額については一般職員の例による。</p>		

1 1 超過勤務手当

正規の勤務時間外に勤務したとき、勤務時間の割り振り変更によりあらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務したときに支給される。

ア 正規勤務時間以外の勤務

支給対象	支給割合		1時間当たりの給与額の算出方法
	右欄に掲げる時間以外の時間	午後10時～翌日の午前5時	
下欄に掲げる日以外の日（平日）の場合	$\frac{125}{100}$	$\frac{150}{100}$	給料の月額+地域手当+人事委員会の定める手当の額（注1）×1.2月
週休日及び休日の場合	$\frac{135}{100}$	$\frac{160}{100}$	$(38.75 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週}) - (7.75 \text{ 時間} \times \text{当該年度の休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数（注2）})$
1月について60時間を超えた全時間	$\frac{150}{100}$	$\frac{175}{100}$	

イ あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えた勤務 $25/100$

（注1） 人事委員会の定める手当

- ・初任給調整手当
- ・特殊勤務手当（月額で定められているものに限る）
- ・寒冷地手当（11月から翌月3月の5カ月間）

（注2） 休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数は、毎年度異なる。

2026年度は20日 ⇒ 分母は1,860.00時間となる。

1 2 休日給

休日にも正規の勤務時間が割り振られているが、休日に、その勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し支給される。

支給額は、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100

※休日の正規の勤務時間外の勤務に対しては、超過勤務手当が支給される。

休日が週休日と重なった場合の勤務は超過勤務手当の対象となる。

1 3 夜勤手当

正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給される。

支給額は、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100

1 4 宿日直手当

宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給される。

※宿日直勤務とは、夜間、日曜日・休日等に本来の業務に従事しないで行う庁舎、設備、備品書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁舎の監視を目的とする勤務。

支給額は、勤務1回につき4,700円

(半日勤務日の退庁時から引き続いて行われる場合にあっては7,050円)

1 5 期末手当・勤勉手当

上段は条例上の支給額。勤勉手当のうちそれぞれ0.02月分が評価原資として減じられ、下段の括弧内の月数で運用。

【一般級職員】

区 分	基準日	支給日	期末手当	勤勉手当	合 計
6月期	6月1日	6月30日	1.2625月	1.0625月 (1.0425月)	2.325月 (2.305月)
12月期	12月1日	12月10日	1.2625月	1.0625月 (1.0425月)	2.325月 (2.305月)
総 計			2.525月	2.125月 (2.085月)	4.65月 (4.61月)

【暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員】

区 分	基準日	支給日	期末手当	勤勉手当	合 計
6月期	6月1日	6月30日	0.7125月	0.5125月 (0.4975月)	1.225月 (1.210月)
12月期	12月1日	12月10日	0.7125月	0.5125月 (0.4975月)	1.225月 (1.210月)
総 計			1.425月	1.025月 (0.995月)	2.45月 (2.420月)

上段は条例上の支給額。勤勉手当のうちそれぞれ0.015月分が評価原資として減じられ、下段の括弧内の月数で運用(2017年12月期～)。

(1) 支給範囲

- ・ 6月1日及び12月1日に在職する職員に支給する。
- ・ 基準日または基準日前1ヶ月以内の退職または死亡の日において、次の職員である者には支給しない。

【期末】無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無休派遣職員、育児休業職員（基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）

【勤勉】休職者（公務傷病、結核休職者を除く。）、停職者、専従休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業職員（基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）

(2) 手当額の計算

ア 期末手当

【(給料+扶養手当+地域手当) + (給料月額×加算率A) + (給料+調整手当) ×加算率B】 ×支給割合×在職期間別割合=期末手当額

イ 勤勉手当

【(給料+地域手当) + (給料月額×加算率A) + (給料+調整手当) ×加算率B】 ×期間率×成績率（給与改定の状況を踏まえ毎年当局が設定）=勤勉手当額

※「給料」は給料月額に給料の調整額を加えたものである。

※「給料月額」は、給料表上の金額である。

※「加算率A」は、管理職加算のことである。

※「加算率B」は、級別加算区分表のことである。

◎級別加算区分表

	20%	15%	10%	5%
行政職（一）	8級以上	7～6級	5～4級	3級
行政職（二）			5級※①	5～3級※②
医療職（二）	7級※③	6級以上	5級	4～3級※④
医療職（三）		6級※⑤	5級以上	4～3級※⑥
研究職	5級※⑦	4級以上	3級	2級※⑧

※① i) 電話交換長、船長、機関長、甲板長、操機長、司厨長、車庫長、副車庫長または守衛長の職にある職員

ii) 経験年数が、高校卒の学歴免許等の資格を有する職員にあつては32年以上、中学卒の学歴免許等の資格を有する職にあつては35年以上である職員

iii) 5級における在級年数が2年以上であり、かつ、年齢が58歳以上である職員

※② 3級17号給以上の職員

※③ 中央家畜保健衛生所の所長

- ※④ i) 3級21号給以上の職員
ii) 級別職務区分表7医療職給料表(2)において職務の級が3級及び4級のいずれにも区分されている職若しくは3級から4級までのいずれにも区分されている職
- ※⑤ 職務の級6級に属する職員のうち給料の特別調整額に関する規則別表の4種の区分を適用される職員
- ※⑥ i) 3級21号給以上の職員
ii) 級別職務区分表8医療職給料表(3)において職務の級が3級及び4級のいずれにも区分されている職若しくは3級から4級までのいずれにも区分されている職
- ※⑦ 農業研究センター、林業技術センター、水産技術センターの所長または農業研究センター副所長、畜産研究所長
- ※⑧ i) 経験年数5年(修士課程修了)以上の職員
ii) 級別職務区分表5研究職給料表において職務の級が2級及び3級のいずれにも区分されている職

ウ 勤勉手当への育休応援加算(2025年12月勤勉手當時から反映)

- ① 対象職員(次のいずれにも職員)
 - i) 育児休業を取得した職員(会計年度任用職員を除く。以下「育休取得職員」という。)が所属する室課等(以下「該当所属」という。)の職員
 - ii) 育休取得職員が育児休業を取得している期間のうち、当該育休取得職員の代替となる職員(会計年度任用職員を含む。)が配置されていない期間において、連続して30日以上当該育休取得職員の業務の全部又は一部を担った職員
 - iii) 次のいずれかに該当する職員は対象職員から除く
 - ・ 特定幹部職員
 - ・ 所属長
 - ・ 育休取得職員の代替として任用されている臨時的任用職員
 - ・ 会計年度任用職員
 - ・ 当該支給期において「特に優秀」又は「優秀」の成績率の区分を適用するものとして内申される職員及び部局長等表彰等により当該支給期において「特に優秀」又は「優秀」の成績率の区分が適用される職員
- ② 成績率の配分方法
 - i) 育休取得職員1人につき、100分の9を上限に、該当所属に成績率を配分
 - ii) 育休取得職員1人につき対象職員3人を限度に、次のいずれかの配分方法により、対象職員に成績率を配分すること。
 - ・ 対象職員1人に100分の9を配分
 - ・ 対象職員1人に100分の6を、他の対象職員1人に100分の3を配分
 - ・ 対象職員2人に、それぞれ100分の4.5を配分
 - ・ 対象職員3人に、それぞれ100分の3を配分

iii) 対象職員が再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員をいう。）である場合にあっては、前項中「100分の9」とあるのは「100分の2.5」と、「100分の6」とあるのは「100分の2」と、同項中「100分の4.5」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の3」とあるのは「100分の1」と読み替えて適用する。

(3) 除算期間

項 目	期末手当	勤勉手当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事休職者の期間 ・ 停職者の期間 ・ 専従休職者の期間 	全期間を除算	全期間を除算
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休職者（公務傷病等または人事委員会の定める公共的機関の業務に従事する場合を除く。）の期間 ・ 育児休業職員の期間（1ヶ月以下の場合を除く） 	1 / 2 の期間を除算	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得期間が1か月以下の場合(2011.12～) ・ 給与を減額された期間（8時間以上の場合に限る） ・ 私傷病による病気休暇により勤務しなかった期間（勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合に限る。） ・ 対象期間の全期間にわたり勤務した日がない場合の当該期間 	除算しない	

(4) 在職期間別割合及び期間率

※期末手当に係る在職期間別割合

基準日以前6箇月以内の勤務期間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30
零	零

※勤勉手当に係る期間率

基準日以前6箇月以内の勤務期間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40

2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

16 寒冷地手当

寒冷積雪地における越冬費用として一種の生活補給金的性格をもった手当で、基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）に現に支給地域に居住する職員に対し、支給地域の区分及び世帯等の区分に応じ、支給される。（再任用職員は2025年度から支給）

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	19,800円	11,400円	8,200円
知事が定める級地	知事が定める額		

※4級地＝盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、紫波町、矢巾町、奥州市、花巻市、北上市、一関市、遠野市、大船渡市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、宮古市のうち旧川井村・旧新里村、住田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、二戸市、普代村、一戸町、野田村、洋野町、軽米町、九戸村

※「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって支給地域に居住する扶養親族のないものを含まない。

17 農林漁業普及指導手当

試験研究機関と密接な連絡を保ち農業、農村生活、林業若しくは水産業に関する専門の事項について調査研究し、又は農業、林業若しくは水産業を行うもの若しくはこれらに従事する者に接して農業、農村生活、林業若しくは水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会規則で定める者（給料の特別調整額を受ける者を除く。）に対して支給される。

支給額は、職員の給料月額に100分の8を乗じて得た額。

18 災害派遣手当・武力攻撃災害等派遣手当

(1) 災害派遣手当

災害対策基本法の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員で住所又は居住を離れて県の区域に滞在することを要する職員に対して支給される。

(2) 武力攻撃災害等派遣手当

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員で住所又は居住を離れて県の区域に滞在することを要する職員に対して支給される。

◎支給額（災害派遣手当・武力攻撃災害等派遣手当共通）

期 間	公用の施設又は準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内	3,970円	6,620円
30日超～60日以内	3,970円	5,870円
60日超	3,970円	5,140円

19 給料の調整額

(1) 一般職の職員の給料の調整額

給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき給料の調整額を支給する。

調整額は別表1の調整基本額表×別表2の調整数で支給（ただし、この額が給料月額 \times 100分の25を超えるときは給料月額 \times 100分の25に相当する額）する。

別表1 調整基本額表（2023年4月1日～）

行政職給料表		医療職給料表（二）		医療職給料表（三）	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1級	6,600円	1級	6,300円	1級	8,100円
2級	8,500円	2級	8,100円	2級	9,400円
3級	9,700円	3級	9,100円	3級	9,700円
4級	10,300円	4級	9,700円	4級	10,100円
5級	10,700円	5級	10,600円	5級	10,400円
6級	11,200円	6級	11,300円	6級	11,600円
7級	12,100円	7級	12,200円		
8級	12,700円				
9級	14,300円				
10級	15,900円				

別表 2 調整表

勤務箇所	対象職員	調整数
保健福祉部	麻薬取締員	3
福祉総合相談センター	(1) 児童の養護等に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士	2
	(2) 困難な問題を抱える女性の援助に直接従事することを本務とする職員	
	(3) 児童の養護等に直接従事することを本務とする保健師及び看護師	1
児童相談所	(1) 児童の養護等に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士	2
	(2) 児童の養護等に直接従事することを本務とする保健師及び看護師	1
杜陵学園	(1) 寮長として児童と起居を共にする児童自立支援専門員	4
	(2) 児童の教育に直接従事することを本務とする児童自立支援専門員及び児童生活支援員((1)に掲げる者を除く。)	3
	(3) 児童の指導に直接従事することを本務とする職業指導員	2
	(4) 本務として勤務する園長	1

20 退職手当

$$\text{退職手当} = \text{基本額 (退職時の給料の月額} \times \text{別表 1 の支給率)} + \text{調整額}$$

(1) 勤続期間

退職手当の算定の基礎となるもので、在職期間から除算期間を控除した期間となります。

- ① 在職期間は「月」を単位とし、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの引き続いた年月数となります。

なお、職員以外の地方公務員又は国家公務員が引き続いて職員となった場合で当該期間の退職手当が支払われていない場合は、在職期間を通算します。

- ② 在職期間中に休職等により勤務しなかった月がある場合は、次のとおり期間が除算されます。

I 全期間を除算

ア 組合専従の期間（昭和43年12月14日以降の期間に限る）

イ 自己啓発等休業の期間（Ⅱウを除く）

Ⅱ 2分の1に相当する期間を除算

ア 休職（公務上の傷病、通勤による傷病の場合を除く）、停職の期間

イ 育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月の翌月以降）

ウ 自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合）

Ⅲ 3分の1に相当する期間を除算

ア 育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月まで）

イ 育児短時間勤務の期間

(2) 退職手当の基本額

退職日における発令上の給料の月額（給料表の額と給料の調整額の合計額）に、退職手当支給割合表（別表1）の支給割合を乗じて得た額となります。

また、定年前早期退職特例措置により、次の①から④の要件を全て満たす場合は、下記の表の通例割増が退職日の給料の月額に加算されます。

- ① 勸奨を受けて退職したこと。
- ② 定年に達する日から6月前までに退職したこと。
- ③ 退職時の年齢が50歳以上であること。
- ④ 勤続年数が25年以上であること。

退職時の年齢（歳）	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
通例割増率（％）	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

(3) 退職手当の調整額

平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表（別表2）により、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分から第9号区分）を求め、その区分の調整月額が最も多い月から順位を付し、第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額となります。

※ 勤続期間が24年以下の場合は、次により計算した額となります。

① 自己都合退職以外の場合

- ア 勤続期間が5年以上24年以下の場合・・・第8号区分を「0」に読み替える。
- イ 勤続期間が1年以上4年以下の場合・・・計算して得た調整額の1/2の額

② 自己都合退職の場合

- ア 勤続期間が10年以上24年以下の場合・・・計算して得た調整額の1/2の額
- イ 勤続期間が9年以下の場合・・・・・・調整額は支給されません

別表2 退職手当の調整額における調整月額一覧表

(平成18年4月1日以降の給料表)

区分	調整月額(円)	行政職	研究職	医療職(2)	医療職(3)	技能職等
第1号区分	70,400	10級				
第2号区分	65,000	9級				
第3号区分	59,550	8級	5級 (特2or3種)			
第4号区分	54,150	7級	5、4級 (特4種)	8級		
第5号区分	43,350	6級	上記以外の 4級、5級	7級、6級	6級 (期15%)	
第6号区分	32,500	5級	3級 (特5種)	5級 (特5種)	6級	
第7号区分	27,100	4級	上記以外の 3級	上記以外の 5級	5級	6、5級 (期10%)
第8号区分	21,700	3級	2級 (期5%)	4、3、2級 (期5%)	4、3級 (期5%)	5、4、3級 (期5%)
第9号区分	0	上記以外				

(注) 1 期は、期末手当に()の加算率の役職加算が支給されていた者

2 特は、特別調整額が()種、または()%で支給されていた者

別表1 退職手当支給割合表 (2018年4月～)

勤続	自己都合	定年・勸奨	勤続	自己都合	定年・勸奨
6月未満	0	0.837	21年	21.3435	26.260875
1年未満	0.5022	0.837	22年	23.0175	27.934875
1年	0.5022	0.837	23年	24.6915	29.608875
2年	1.0044	1.674	24年	26.3655	31.282875
3年	1.5066	2.511	25年	28.0395	33.27075
4年	2.0088	3.348	26年	29.3787	34.77735
5年	2.511	4.185	27年	30.7179	36.28395
6年	3.0132	5.022	28年	32.0571	37.79055
7年	3.5154	5.859	29年	33.3963	39.29715
8年	4.0176	6.696	30年	34.7355	40.80375
9年	4.5198	7.533	31年	35.7399	42.31035
10年	5.022	8.37	32年	36.7443	43.81695
11年	7.43256	11.613375	33年	37.7487	45.32355
12年	8.16912	12.76425	34年	38.7531	46.83015

13年	8.90568	13.915125
14年	9.64224	15.066
15年	10.3788	16.216875
16年	12.88143	17.890875
17年	14.08671	19.564875
18年	15.29199	21.238875
19年	16.49727	22.912875
20年	19.6695	24.586875

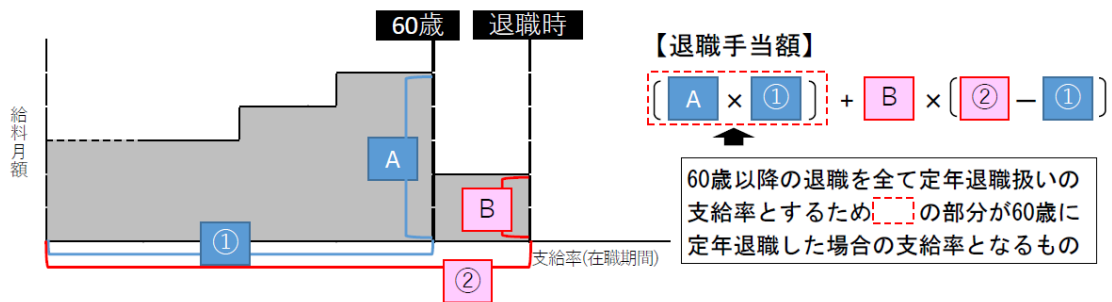
35年	39.7575	47.709
36年	40.7619	47.709
37年	41.7663	47.709
38年	42.7707	47.709
39年	43.7751	47.709
40年	44.7795	47.709
41年	45.7839	47.709
42年	46.7883	47.709
43年	47.709	47.709
44年	47.709	47.709
45年	47.709	47.709

(4) 60歳以降の退職手当

60歳に達した日以後、非違によることなく退職した場合の退職手当の基本額については、定年退職と同じ支給率で算定します。

【参考】

- ・退職手当には、給料月額が最も高い時点での退職手当額を支給する制度（ピーク時特例）があることから、この改正により60歳で定年退職した場合と同じ又はそれ以上の支給率となります。
- ・退職手当の支給率は35年勤続が上限となるため、60歳の時点で勤続35年に到達している者は60歳以降どの時点で退職しても支給率が同一となります。
- ・ただし、支給水準そのものが改定される場合は、60歳時点の支給率と異なる場合があります。



Ⅲ 旅費

1 普通旅費

費 目		近距離旅行(行程 40 km未満)	その他の普通旅行
現 地 経 費		支給しない	定額を支給(公用車 1/2 支給)
交 通 費	公 用 車 利 用	支給しない	
	バス・タクシー利用	原則として 1 km 当たり 37 円を車賃として支給 実費が 1 km 当たり 37 円を超える場合は実費を支給	
	私 用 車 使 用	1 km 当たり 25 円を車賃として支給	
	鉄 道 利 用	実費(規定額)を支給	
	航 空 機 利 用	実費(支払額)を支給	
宿 泊 料		定額を支給	

(1) 旅費の種類

ア 鉄道賃

① 旅客運賃

往復同一線路による片道 600 km を超える場合には、往復割引の運賃を支給する。

※ 往復割引は 2026 年 3 月廃止予定。

② 特別急行料金

特別急行列車を運行する線路で片道 100 km 以上のものに支給する。

※ 特別急行列車または普通急行列車を利用することにより、普通列車を利用した場合と比較して公務がより効率的に遂行されるものと認められる場合または災害の調査若しくは応急措置、緊急かつ重要な会議若しくは打ち合わせ等のため特別急行列車または普通急行列車を利用しなければ公務上支障を来す場合は、自由席特別急行料金または普通急行料金を支給する。

③ 急行料金

急行列車を運行する線路で、片道 50 km 以上のものに支給する。

④ 座席指定料金

特別急行列車または普通急行列車を運行する線路で片道 100 km 以上のものに支給する。

イ 船賃

- ・ 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶の場合は中級の運賃(2 級以上の職員)

※ 1 級の職員は下級の運賃

- ・ 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶の場合は下級の運賃(10 級以下の職員)
- ・ 運賃の等級を設けない船舶の場合は乗船に要する運賃

ウ 航空賃

路程に応じて、現に支払った旅客運賃を支給する。

※ 宿泊費とセットになっているパック旅行を利用した場合は、パック旅行代金から宿泊料定額を差し引いた額を航空賃として支給する。

※ 航空賃を請求する場合は、必ず証明書類（領収書、料金が明記されている航空券の写し等）を添付すること。

エ 車賃

車賃は、陸路旅行について路程に応じて支給するものとし、その額は1 kmにつき37円の範囲内とする。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により低額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額を支給する。

・職員が、自家用車を所属長の承認を得てその職務の遂行のために使用する場合

1 kmにつき25円

上記以外の場合

1 kmにつき37円

・岩手県内の区間における旅行で、陸路によることにより、他の交通機関を利用して旅行した場合と比較して公務がより効率的に遂行されるものと認められる場合には、陸路によるものも通常の経路とみなして支給する。

・次の区間については、陸路による経路も最も経済的な通常の経路及び方法とみなし、バス賃実費を支給する。

盛岡と久慈の区間、盛岡と岩泉の区間、盛岡と宮古の区間、盛岡と大船渡の区間

・車賃の計算は、路程図等により計算した路程に1 kmあたりの定額を乗じるものであるが、実際に要したバス賃が定額の車賃を超える場合に限り、バス賃実費額を支給することができる。

オ 現地経費、宿泊料、食卓料

区 分	現地経費（1日につき）			宿泊料 （1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
	用務地が県 内の場合	用務地が県外の場合		甲地方	乙地方	
		甲地方	乙地方			
8級以上の職務にある者	1,700円	3,500円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
1～7級の職務にある者	1,500円	2,900円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

※ 条例付則4により、2級以下の職務にある者に支給する現地経費、宿泊料及び食卓料の額は、当分の間、7級以下3級以上の職務にある者に係る現地経費等の額と同額とするとされている。

この適用を受けないもの ⇒ 移転料、着後手当、扶養親族移転料

◎現地経費

※旅行行程40km未満（県内に限る）の場合は現地経費は支給しない。

※公用車等のみを利用した旅行の場合は、現地経費の1/2を支給しない。

※宿泊地に滞在中の移動がない日については、現地経費の1/2を支給しない。

◎宿泊料

※水路旅行及び航空旅行について、上陸または着陸して宿泊した場合に限り宿泊料を支給する。

※車中泊等、固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方の宿泊料を支給する。

※旅行者が、配偶者、両親その他親族若しくは友人の住居または自己が所有する住宅等に宿泊する場合は、宿泊料を支給しない。

※県以外の団体等が主催する大会、会議等に出席する場合で、当該団体等から宿泊施設を指定された場合で、宿泊料を調整することが適当と認められるときは、適宜調整することができる。

※旅行中に食事が提供される場合で、その食事が県の食糧費等から支出される場合には、次により現地経費または宿泊料を調整するものとする。

- ・昼食が提供される場合は、現地経費の1/2に相当する額を支給しない。
- ・宿泊する場合で、夕食または朝食が提供される場合は、1食につき現地経費の1/2に相当する額を宿泊料から減じた額を宿泊料として支給する。

◎食卓料

※食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合または船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

【休職中での所属との打ち合わせ等の用務に従事する場合の注意点】

休職中において、各所属との打ち合わせ（面談等を含む）が必要となる場合で、旅行を伴う場合には、公務との関連性等を明確にするため、所属に対して旅行命令をしていただく必要があります。

◎外国旅行は、2025年4月改正前の国家公務員旅費法の例による。

(2) 日額旅費

ア 航海日当

①漁業取締事務所に勤務し、漁業取締船に乗り組む職員

②水産技術センターに勤務する船員である職員

上記職員が船舶に乗船して航海したときは、定けい港出向の日から入港の日までの期間について、目的地区分に従い航海日当を支給する。

◎目的地区分

区 分	区 域
第1区	本邦並びに東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域

	で定けい港の港域（港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号）第 1 条に規定する区域（船員法第 1 条第 2 項第 2 号の港の区域の特例に関する政令（昭和 23 年政令第 164 号）に基づきこれと異なる定めがある場合については、その規定するところによる。）をいう。）及び外国の領海を除いた区域
第 2 区	東経 175 度、北緯 21 度、東経 110 度及び北緯 51 度の線により囲まれた区域で第 1 区の区域及び定けい港の港域を除いた区域
第 3 区	東経 175 度、北緯 51 度、東経 134 度及び北緯 63 度の線により囲まれた区域並びに東経 175 度、南緯 11 度、東経 94 度及び北緯 21 度の線により囲まれた区域（トンキン港を含む。）
第 4 区	第 1 区、第 2 区、第 3 区及び定けい港の港域以外の区域

◎ 航海日当

区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区
3 級以上又は技能職等給料表の 4 級以上の職務にある者	910 円	1,370 円	1,710 円	2,570 円
2 級又は技能職等給料表の 3 級若しくは 2 級の職務にある者	750 円	1,130 円	1,410 円	2,120 円
1 級又は技能職等給料表の 1 級の職務にある者	590 円	890 円	1,110 円	1,670 円

イ 研修等の旅費

職員が次に掲げる旅行をしたときは、日額旅費を支給する。

- ① 自治大学校（研修期間が 6 日（東京都内に在勤する職員にあっては、2 日）以内のものを除く。）を受けるための旅行
- ② 東北自治研修所の研修（研修期間が 6 日（宮城県内に在勤する職員にあっては、2 日）以内のものを除く。）を受けるための旅行
- ③ 岩手県職員研修規程第 3 条第 1 項の能力開発研修（研修期間が 2 日（県外に在勤する職員にあっては 6 日）以内のものを除く。）を受けるための旅行
- ④ ①～③の研修以外の研修、講習、訓練その他これらに類するものを受けるための旅行のうち、次のもの以外の旅行
 - ・ 専門研修開催地が県内であって、専門研修期間が 2 日（県外に在勤する職員は 6 日）以内の研修を受けるための旅行
 - ・ 専門研修開催地が県外であって、専門研修期間が 6 日（専門研修開催地がある都道府県内に在勤する職員は 2 日）以内の研修を受けるための旅行

◎日額旅費額

区 分			日 額	摘 要			
自治大学校の研修				研修に要する経費を勘案して人事課給与人事担当課長が定める額			
東北自治研修所の研修			3,350 円				
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	清温荘	12,600 円			
			国立岩手山青少年交流の家	5,800 円			
			その他の施設	県 内	6,750 円		
				県 外	甲地方	8,100 円	
					乙地方	7,000 円	
		旅館（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項の旅館業の用に供する宿泊施設）	15 日未満	10,100 円			
			15 日以上 30 日未満	9,100 円			
			30 日以上	8,100 円			
		下宿その他これに準ずる宿泊施設	県 内	4,300 円			
			県 外	甲地方	5,050 円		
乙地方	4,450 円						
宿泊しない場合			1,000 円	行程が 40 km 未満であり、かつ、研修場所が県内である場合は、支給しない。			

備考 特別の事情により旅行に要する経費が多額で、この表による金額では適当でないと旅行命令権者が認めるとき、人事課給与人事担当課長の承認を得て、別に定めることができる。

(3) 旅費と通勤手当の調整

ア 旅行経路上を鉄道またはバスで通勤している職員（通勤手当が定期券の価格で認定されている職員に限る）が通勤と同様の方法で旅行する場合の当該通勤区間にかかる鉄道賃または車賃（定期券が利用できる運賃または料金部分に限る）は支給しない。

区分	新幹線 指定席利用	新幹線 自由席利用	在来線指定 席特急利用	在来線自由 席特急利用	在来線 (普通列車)
在来線定期券	—	—	—	運賃	運賃
Ⓢ定期券	—	運賃	—	運賃	運賃
新幹線定期券	—	運賃	—	運賃	運賃

イ 交通用具を使用して通勤している職員が、自家用車の公務上使用の承認を受けて居住地発若しくは居住地着または居住地発着の旅行をする場合に、旅行命令にかかる自家用車の使用区間の旅程のうち、交通用具を使用して通勤する距離に相当する路程（ただし65kmを上限とする。※2012.1～）については、車賃を支給しないこととする。

2 赴任旅費

ア 移転料

移転料は、赴任若しくは帰任に伴う住所または居所の移転について支給するもので、その額は次の各号に規定する額による。

① 赴任の際、扶養親族（主として職員の収入によって生計を維持している配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。以下同じ。）が移転する場合

⇒ 旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた定額による額

② 赴任の際、扶養親族を移転しない場合 ⇒ 定額の1/2に相当する額

③ 赴任の際には扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 ⇒ 定額による額

（赴任の後、扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について支給することができる額に相当する額の合計額を支給する。）

※ 赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた額を支給する。

区 分		8 級以上	7 級以下 3 級以上	2 級以下
鉄道換算キロ	5 0 km未満	126,000 円	107,000 円	93,000 円
5 0 km以上	～ 1 0 0 km未満	144,000 円	123,000 円	107,000 円
1 0 0 km以上	～ 3 0 0 km未満	178,000 円	152,000 円	132,000 円
3 0 0 km以上	～ 5 0 0 km未満	220,000 円	187,000 円	163,000 円
5 0 0 km以上	～ 1 0 0 0 km未満	292,000 円	248,000 円	216,000 円
1 0 0 0 km以上	～ 1 5 0 0 km未満	306,000 円	261,000 円	227,000 円
1 5 0 0 km以上	～ 2 0 0 0 km未満	328,000 円	279,000 円	243,000 円
2 0 0 0 km以上		381,000 円	324,000 円	282,000 円

注) 距離(路程)の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

- ④ 県外の同一地域内の異動において、赴任を命ぜられた職員が公舎に居住すること、またはこれを明け渡すことを命ぜられ、居所を移転した場合
⇒ 上記表の鉄道50km未満の移転料定額の1/3の額を支給する。(扶養親族を随伴しない場合にはその1/2の額)

イ 着後手当

着後手当は、赴任に伴う住所または居所の移転について、定額により支給する。

- ① 新在勤地に到着後直ちに公社または自宅に入る場合
現地経費定額の 2日分 及び宿泊料定額の 2夜分 に相当する額
- ② 赴任に伴う移転の路程が鉄道50km未満の場合
現地経費定額の 3日分 及び宿泊料定額の 3夜分 に相当する額
- ③ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50km以上100km未満の場合
現地経費定額の 4日分 及び宿泊料定額の 4夜分 に相当する額
- ④ 赴任に伴う移転の路程が鉄道100km以上の場合
現地経費定額の 5日分 及び宿泊料定額の 5夜分 に相当する額

区分	現 地 経 費			宿 泊 料	
	県内	県外		甲地方	乙地方
		甲地方	乙地方		
8 級以上	1,700 円	3,500 円	2,600 円	13,100 円	11,800 円
3～7 級	1,500 円	2,900 円	2,200 円	10,900 円	9,800 円
2 級	1,300 円	2,700 円	2,000 円	9,800 円	8,800 円
1 級	1,100 円	2,300 円	1,700 円	8,700 円	7,800 円

※着後手当は、退職者の帰住旅費や新規採用職員の赴任旅費の場合は支給しない。

ウ 扶養親族移転料

扶養親族移転料は、赴任あるいは帰往に伴う扶養親族の移転について支給する。

(帰住の場合は、着後手当分を支給しない。また、新規採用職員には支給しない。)

旧勤務地から新勤務地（帰住の場合は旧居住地から新居住地）までの赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとにその移転の際の年齢に従い支給する。

	鉄道賃、船賃、車賃	現地経費、宿泊料、着後手当
12 歳以上	職員相当の額	職員相当の 2 / 3
12 歳未満 6 歳以上	12 歳以上の額の 1 / 2	12 歳以上の額の 1 / 2
6 歳未満	支給なし ※ただし、3 人以上随伴の場合、2 人を超えるごとに職員の 1 / 2 を加算	職員相当の 1 / 3

※12 歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額によることができる。

※職員が赴任を命ぜられた日において胎子であった子をその赴任の後移転する場合には、扶養親族移転料の計算については、その子を赴任の命ぜられた日における扶養親族とみなして規定を適用する。

エ その他

- ① 異動に伴う住居移転がない場合（移転料が支給されない場合）
 - ・異動発令日以後に旧勤務公所に勤務せず新勤務公所へ出勤する場合は赴任旅行を命じない。
 - ・異動発令日以後に旧勤務公所に勤務をした後、新勤務公所へ赴任する場合は旧勤務公所から新勤務公所への旅行を命ずる。
- ② 異動に伴う住居移転がある場合（移転料が支給される場合）
 - ・異動発令日以後に旧勤務公所に勤務せず新勤務公所へ出勤する場合は、旧居住地から新居住地の旅費を支給する。（旧勤務地から新勤務地までの旅費を限度とする。）
 - ・異動発令日以後に旧勤務公所に勤務した後、新勤務公所へ赴任する場合は、旧勤務公所から新勤務公所への旅行を命ずる。

※いずれの場合も、異動月から通勤手当が支給される場合には、通勤調整が必要となること。（新採用も同様。）
- ③ 日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

【注意：発令日前の人事異動に伴う転居は届出が必要】

異動に伴い、発令日前に異動先に住居移転する場合には、現所属長に事前の届出が必要となる。この趣旨は、発令日前の住居移転についても、人事異動との関連を明確にして、万一、交通事故等で被災した場合に公務災害と認定させるため公務遂行性の判断材料とするためで、異動に伴う住居移転は公務に位置づけられている。

3 新採用職員の赴任旅費

支給する旅費は、鉄道賃等、現地経費、移転料とする。

ア 鉄道賃等

採用時の住所または居所（採用に伴い住所または居所を移転した場合にあっては、当該移転の直前の住所または居所。ただし、一時的に生家に引っ越して待機していた時と認められる場合は在学中の住所又は居所とする）から辞令交付地を經由して勤務公署に至るまでの路程に応じた額を支給する。

例	採用時の住所等	採用直前の住所等	辞令交付地	勤務公署	支給路程
1	盛岡市	盛岡市	盛岡市	盛岡市	—
2	盛岡市	盛岡市	盛岡市	宮古市	盛岡市→宮古市
3	宮古市	盛岡市	盛岡市	宮古市	盛岡市→宮古市
4	一関市	一関市	盛岡市	宮古市	一関市→盛岡市→宮古市
5	宮古市	一関市	盛岡市	宮古市	一関市→盛岡市→宮古市
6	宮古市	宮古市	盛岡市	宮古市	宮古市→盛岡市→宮古市
7	宮古市	東京都	盛岡市	宮古市	東京都→盛岡市→宮古市

イ 移転料

採用に伴い住所または居所を移転した場合に、当該移転の直前の住所等から新在勤地までの路程に応じて支給するものとし、その額は、職員の転任に伴う赴任の例により支給される額の1/2とする。

距離区分		単身赴任	扶養親族随伴移転
鉄道換算キロ	50km未満	23,250円	46,500円
50～	100km未満	26,750円	53,500円
100～	300km未満	33,000円	66,000円
300～	500km未満	40,750円	81,500円
500～	1000km未満	54,000円	108,000円

注) 1 東京等の大学生で卒業後住民票の移転をしないまま実家に居住している場合は、その実家を起点とする。

2 距離（路程）の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

4 岩手県外への赴任に係る旅費の特例

異なる都道府県に所在する公署への異動に伴い転居する職員（新採用を除く）については、職員及び当該職員の扶養親族の転居に係る運送費（荷物運搬に係る経費であり、梱包サービス、家財廃棄料、附帯サービスを除く）が条例の移転料を超える場合に、超える額を加算する。ただし、加算額は移転料の3割を限度とする。

なお、適用にあたっては、異動後の所属の所管部局企画室等（広域振興局の場合は経営企画部、総務部等）を經由して、人事課給与人事担当課長に協議し、了承を得る必要がある（協議にあたっては、領収証の挙証資料が必要）。

5 帰住旅費

ア 帰住旅費が支給される場合

定年、勸奨退職職員等（60歳に達した日以後、非違によることなく退職する場合を含む）が、退職の日の翌日から起算して1月以内に、退職時の居住地を出発して退職後の生活の本拠地となる地（＝帰住地）へ旅行した場合に支給されます。

ただし、県外に帰住する場合は、帰住地から最も近い県内の公署までの距離が60km以上の場合には支給されません。

（帰住地が仙台市等の場合は支給されない規定ですが、県職員として長年勤務された方は、県内または県外でも近隣地への居住が通常と考えているものです。）

【任期付職員の例外】

任期付職員の任期満了に伴う退職の場合にあっては、県外に帰住する場合であり、かつ帰住地から最も近い県内の公署までの距離が60km以上の場合であっても、帰住旅費の支給対象となります。

退職時の勤務公署から帰住地までの行程（退職時の居住地から帰住地までの行程の方が短い場合は、当該行程）が、採用時の直前の住所又は居所から在勤地までの行程を超える場合には、当該採用時の行程に応じて旅費を支給する。

（例：赴任時 東京→釜石市 帰住時 釜石市→名古屋 の場合は、帰住旅費は釜石→東京の旅費に準じて支給）

イ 支給される旅費

帰住旅費は、対象職員から帰住旅費請求書と住民票謄本などの帰住を証明できる書類を退職時の所属に提出された場合に、赴任の例に準じて計算した退職時の職務相当の旅費を支給されます。

ただし、引越し代相当を想定しているので、着後手当と扶養親族移転料のうちの着後手当相当分は支給されません。

6 勤務時間外緊急登庁時の交通費（旅費）支給

ア 対象 災害の発生等に伴い勤務時間外に登庁を命じられた職員のうち、公共交通機関利用により通勤手当の認定がされている職員で、公共交通機関が運行していない時間帯、公共交通機関の便数が少ない時間帯や、退庁時に公共交通機関が運行時間外となることが見込まれる場合

イ 旅費 自家用車利用：往復分の車賃（1kmにつき25円。家族の運転により自家用車で登庁した場合も対象）、有料道路を利用した場合は、有料道路の利用料金（領収書等の挙証資料を添付のこと）

タクシー利用：タクシー代の実費（領収書等の挙証資料を添付のこと）

IV 勤務時間・休暇

1 勤務時間

(1) 一般職の勤務時間

1日につき7時間45分、1週間当たり38時間45分

① A-60勤務（通常、休憩60分）

出勤		休憩		退庁
3時間30分		1時間	4時間15分	
8:30		12:00	13:00	17:15

② A-45勤務（通常、休憩45分）

出勤		休憩		退庁
3時間30分		45分	4時間15分	
8:30		12:00	12:45	17:00

③ B-60勤務（遅出①、休憩60分）

出勤		休憩		退庁
3時間		1時間	4時間45分	
9:00		12:00	13:00	17:45

④ B-45勤務（遅出①、休憩45分）

出勤		休憩		退庁
3時間		45分	4時間45分	
9:00		12:00	12:45	17:30

⑤ D-60勤務（遅出②、休憩60分）

出勤		休憩		退庁
2時間30分		1時間	5時間15分	
9:30		12:00	13:00	18:15

⑥ D-45勤務（遅出②、休憩45分）

出勤		休憩		退庁
2時間30分		45分	5時間15分	
9:30		12:00	12:45	18:00

⑦ C-60勤務（早出①、休憩60分）

出勤		休憩		退庁
4時間		1時間	3時間45分	
8:00		12:00	13:00	16:45

⑧ C-45勤務（早出①、休憩45分）

出勤		休憩		退庁
4時間		45分	3時間45分	
8:00		12:00	12:45	16:30

⑨ E-60勤務（早出②、休憩60分）

出勤	休憩	退庁
4時間30分	1時間	3時間15分
7:30	12:00	13:00
		16:15

⑩ E-45勤務（早出②、休憩45分）

出勤	休憩	退庁
4時間30分	45分	3時間15分
7:30	12:00	12:45
		16:00

【早出・遅出】

（要件）

子育て・介護等を行う職員、通勤による負担が緩和される職員、その他所属長が特に時差通勤を行う必要があると認める職員（盛岡地区のB勤務は従前どおり対応）。

＜その他所属長が特に時差通勤を行う必要がある場合の事例＞

- ・病気、けが等の治療のため定期的に病院に通院する必要がある場合
- ・担当事務の都合上、特定の期間、早朝から勤務する必要がある場合
- ・職員の自己研鑽のため、勤務時間終了後に外部の講座等に参加する場合

（勤務時間の割振の期間）

- ・原則1月単位で指定(希望月の前月までに所属長に申し出るものとし、人事異動時は異動後速やかに申し出る)するものとし、年度を通じて時差通勤を申し出ることや特定の月のみ申し出ること可能。
- ・期間の上限は同一年度内における12月以内の期間とし、年度を越えて時差通勤の申出はできない（所属長が公務の運営等に支障がないか、各年度の所属の状況を踏まえて判断する必要があるため）。翌年度も時差通勤の実施を希望する場合には、前年度の3月末までに改めて指定の手続きを行う必要がある。

（所属長による調整）

- ・所属長は「公務の運営に支障がある」と判断する場合を除いて、職員の申出を尊重し、勤務時間の割振りを行う。
- ・「公務の運営に支障がある場合」とは、グループの業務の内容、業務量等を総合的に判断するとし、仕事の分担や情報の共有化等を工夫してもなお、支障の程度が高いと見込まれる場合であり、職員の申出を実現するため最大限考慮する必要がある。公務の運営に支障があると認める場合にあっても、子育てや介護など特に時差通勤を行う必要性の高いと認められる職員の申出を優先。認めない場合には、その理由を明示したうえで申出によらない勤務時間の割振りを行う。

（2）休憩時間

休憩時間は、1時間を原則として、育児・介護・通勤などの特別の事情がある職員は45分の休憩時間を申請することができます。

なお、勤務時間が7時間45分を超える場合には、少なくとも1時間以上の休憩時間

を置かなければならないため、45分の休憩時間としている場合で超過勤務を行う場合には、15分以上の休憩時間が必要です。

〔具体例〕

【昼の休憩45分の場合】

8:30	勤務	12:00	12:45	勤務	17:00	17:15	超勤	19:15
3時間30分		45分		4時間15分		15分		2時間

勤務時間が7時間45分を超えるため、1時間以上の休憩時間を置くことが必要です。

【昼の休憩1時間の場合】

8:30	勤務	12:00	13:00	勤務	17:15	超勤	19:15
3時間30分		1時間		4時間15分		2時間	

勤務時間が7時間45分を超えるが、1時間の休憩時間を付与済みで再度の付与は不要です。

(3) 育児短時間勤務職員の勤務時間

※ 育児短時間勤務制度は、職員のため、常勤職員のまま、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度です。

週	勤務時間	備考
5日勤務	週19時間35分	3時間55分×5日
5日勤務	週24時間35分	4時間55分×5日
3日勤務	週23時間15分	7時間45分×3日
3日勤務	週19時間25分	7時間45分×2日、3時間55分×1日

※対象職員・・・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

(4) 育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限

子（特別養子縁組に係る監護期間中の者・養子縁組によって養親となることを希望している里親（いわゆる養子縁組里親）に委託されている者を含む。介護休暇に係る子の範囲を除き、特別休暇に同じ）の養育または要介護者の介護をする職員が請求することにより、深夜勤務及び時間外勤務が制限されます。

① 深夜勤務の制限

9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育する職員または配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜の勤務（超過勤務、宿日直勤務を含む）を制限する。

（職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜において常態として当該子を養育することができる者に該当する場合を除く。）

② 超過勤務の免除

3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する。

③ 超過勤務の制限

9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育する職員または配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する。

(5) 職員のフレックスタイム制 (2025.6月～)

全ての職員（公務の運営上の事情により特別な勤務時間で勤務する職員を除く）の柔軟な働き方ができる職場環境を整備するもの（仕事と生活の調和をはかる）。

① 概要

公務の運営に支障がないと認められる範囲内で、職員の申告を考慮して、単位期間ごとに1週間当たり38時間45分の勤務時間となるように割り振るもの。子の養育や介護等を行う職員、障がい有する職員等にあつては、より弾力的に勤務時間を割り振ることで、週に一度、日曜日及び土曜日以外に週休日を設けることも可能。

② 対象職員

ア 育児・介護等を行う職員

「育児」…小学校就学の始期に達するまでの子、小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校に就学している子

「介護」…負傷、疾病又は老齢により日常生活に支障があるもの。配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫又は兄弟姉妹

イ 障がいのある職員…身体障がい、知的障がい、精神障がい（精神障害者保健福祉手帳所持者のみ）のある職員、又はそれ以外の職員であつて、勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として産業医が認めるもの。

ウ 通院治療が必要な職員…医療機関等において、疾病等の治療等を受けている職員であつて、勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として産業医が認める者（健康管理区分C1、又は健康管理区分C2で事後措置等通知書において通院治療が必要とされた職員）

エ 上記以外の職員

③ 申告の流れ

原則として利用開始希望日の1週間前（やむを得ない事情がある場合にあつては前日）に所属長に申告、割り振り通知をする。勤務時間の割振りをした場合は、勤務時間の割振り内容（始業・終業時刻、休憩時間等）を通知する。また、所属内職員にも周知。

④ 申告及び割り振りのルール

単位期間	②ア～ウ：1～4週間の範囲で職員が選択 ②エ：4週間
コアタイム (必ず勤務しなければならない時間)	10時から15時まで（休憩時間を除く）。
フレキシブルタイム（始業・終業時間を自由に設定できる時間帯）	7時から22時まで
休憩時間	12時から13時まで（短縮：12時45分まで）
週休日	日曜日・土曜日+週1日追加も可能

(6) 超過勤務の上限規定 (2019.4月～)

超過勤務を命ずることができる上限について以下のとおり設定された。

【原則】

月45時間、かつ年360時間以下

【他律的な業務の比重が高い部署】

・月100時間未満、かつ年720時間以下

・2～6箇月の平均80時間以下

(2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、6箇月のいずれかの期間においても、平均が80時間以下であること)

・月45時間超は年6箇月までを上限とする。

・他律的な業務の比重が高い部署は、他律的な業務の種類を踏まえ、人事当局が指定し、該当職員に周知することとなっている。なお、指定は限定的に行うこととしている。

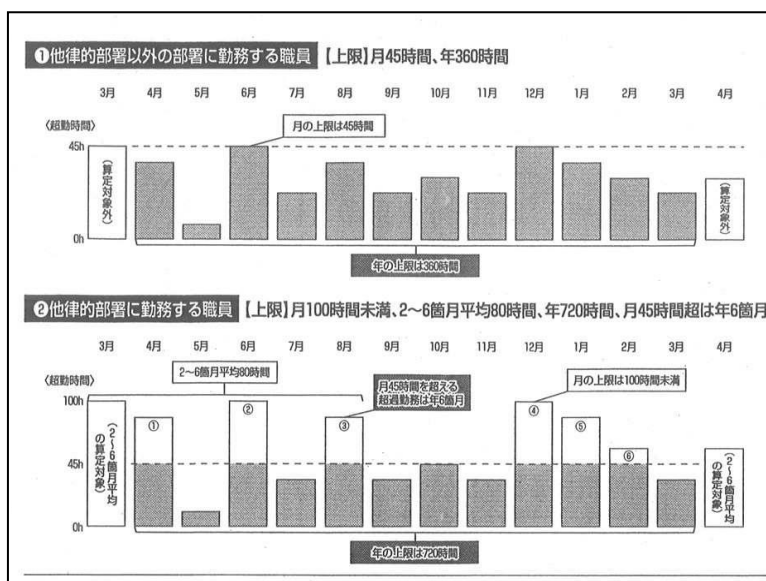
<他律的な業務の種類>

予算編成、法規審査、政策企画・立案、関係機関や地域住民との調整折衝が必要な業務、災害対応、防災・危機管理、法令に基づき生命の保護等のために義務的に対応が求められる事項(児童虐待、感染症、精神保健通報、家畜伝染病対策)、県主催の大規模なイベント、議会対応、会計検査対応、決算、選挙関係、知事等の秘書業務

特例業務 (大規模災害・重大事故への対応その他重要な業務で特に緊急に処理することを要するもの) は上限規制なし	
特例業務に係る超勤要因の整理、分析、検証を義務付け(6箇月以内)。	◆月100時間未満 ◆年720時間以下 ◆2～6箇月平均80時間以下(注) (注) 2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、6箇月いずれの期間においても、平均が80時間以下であることをいう。
◆月45時間以下 ◆年360時間以下	◆月45時間超は年6箇月まで
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">超過勤務</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">正規の勤務時間</div>	
原則	他律的な業務の比重の高い部署

【特例業務】

大規模災害、重大事故への対応その他重要な業務で特に緊急に処理することを要するものは、上限規制の対象とならない。ただし、特例業務であったかの超過勤務の要因の整理、分析、検証を行う必要がある(特例業務時から6箇月以内)。



(7) 勤務間インターバル (2024.6月～)

【インターバル時間の確保】

勤務終了時刻から翌日の勤務開始時刻までの時間(以下、「インターバル時間」という。)として11時間を確保する。

そのため、翌日の通常の勤務開始時刻までの間に11時間のインターバル時間を確保できない超過勤務を命じられた場合には、下記に掲げる翌日の勤務時間の割振りにより翌日の勤務開始時刻を変更し、11時間のインターバル時間を確保する。

【勤務時間の割振り】

超過勤務により、勤務終了時刻から翌日の通常の勤務開始時刻までの間に11時間のインターバル時間を確保できない職員については、あらかじめ定められた下記の区分のうち、勤務終了時刻から11時間を経過した後の直近の勤務時間を割り振る。

区 分	勤務時間	休憩時間
インターバル勤務A	8時 0分から16時45分まで	12時から13時まで (休憩時間の45分への短縮可)
インターバル勤務B	8時30分から17時15分まで	
インターバル勤務C	9時 0分から17時45分まで	
インターバル勤務D	9時30分から18時15分まで	

【適用除外】

業務都合や家庭事情等により、やむを得ない場合には適用を除外できる。

【留意事項】

本制度は、やむを得ず11時間のインターバル時間を確保できない場合の取扱いを定めるものであり、超過勤務の命令に当たっては、本制度の適用対象となる超過勤務(11時間のインターバル時間を確保できない超過勤務)は原則として命じないよう努める必要があること。

(8) 在宅勤務 (2020.4～、2027.4改正)

【在宅勤務の承認判断】

職員にとって仕事と生活の調和を図ることが可能となることから、所属長は職員から申請があった場合において、公務の運営に当たって支障がないと認められるときは、承認する。ただし、以下のいずれかに該当するときは、公務の運営に当たって支障がないとは認められないものとして、承認しない又は承認を取り消すこととする。

ア 業務の性質上、明らかに在宅勤務を実施できない場合

イ 業務体制や職員の特性上、在宅勤務の実施が困難であると所属長が判断する場合

(ア) 新規採用や異動直後等、一時期において対面でのコミュニケーションが望ましいと所属長が判断する場合

(イ) 病気休暇及び休職から復職した職員や障がいのある職員等のうち、病気や障

がいの様態・程度、業務の内容等に鑑み、専門的な知見を踏まえて在宅勤務実施が困難であると所属長が判断する場合

(ウ) 日頃の勤務実態・実績等から、業務上、緊密な指導及び進捗管理が必要と所属長が判断する場合

(エ) 職員からの在宅勤務の申請日又は在宅勤務中に、一定の業務体制を維持する必要がある、あるいは突発的・緊急案件により対面での対応が必要と所属長が判断する場合

【実施場所】

原則として、在宅勤務者の自宅とする。ただし、所属長が認める場合は、次に掲げる場所で実施することができるものとする。

ア 単身赴任を行っている職員の配偶者宅

イ 子育てや介護等と仕事との両立を図るために所属長が必要と認める職員にあっては、子育てや介護等の対象となる者の住居

【実施期間、日数】

○ 実施期間

・ 月の1日から末日までの1か月以内。ただし更新を妨げない。年度を跨げない

○ 在宅勤務を行うことができる日数

次に掲げる場合を除き週1日以内とする。

ア 週に2日以上の出張があり、当該出張の日において出張に係る用務以外の時間に在宅勤務を行うことで勤務時間を有効に活用できると所属長が認める場合（この場合でも週の在宅勤務の累計は7時間45分までとする。）

イ 子育てや介護等と仕事の両立を図るために、所属長が必要と認める場合

ウ 人事課総括課長が特に必要と認める職員

【服務等の取扱い】

○ 実施業務

在宅勤務時に実施する業務は、所属長が決定する。

○ 服務

ア 在宅勤務を実施する職員は、勤務時間中（休憩時間を除く。）においては、職務に専念しなければならない。ただし、やむを得ない事情により職務に服することができなくなった場合は、所属長に連絡の上、年次休暇等を取得するものとする。

イ 在宅勤務は、実施場所へのお出張の扱いとし、旅行命令を発出するものとする。なお、この出張に係る旅費は支給しない。

ウ 正規の勤務時間の一部について在宅勤務を行う場合で、勤務時間中に在宅勤務の実施場所と勤務公所（在宅勤務以外の業務上必要な出張における用務先を含む。）の間を移動する場合は、当該移動時間にあらかじめ休憩時間を置く必要があるが、当該移動時間が当初の休憩時間を超える場合は、移動に必要となる時間を超えない範囲で休憩時間を延長することができるものとする。この場合、所属において、「勤務時間割振変更簿」により休憩時間を延長する手続きを行うこと。

エ 所属長が突発的事情により登庁を命じた場合のほか、在宅勤務以外の業務上必要な出張がある日に在宅勤務を行う場合で通勤負担の軽減や勤務時間の有効活用に資すると所属長が認めるときは、前号の規定によらず、移動時間を勤務時間に含めることができる。

オ 在宅勤務中の勤務時間及び休憩時間は、「職員の勤務時間に関する規程」(昭和38年訓令第6号)第2条第1項に掲げる勤務時間及び休憩時間(同条第3項により休憩時間を45分に短縮する場合を含む。)、 「子育て等の個人事情に基づく時差通勤の実施について」(平成29年3月10日付け人第904号)における「子育て等の個人事情に基づく時差通勤実施要領」第3に掲げる勤務時間及び休憩時間又は「子育て、介護等を行う職員のフレックスタイム制度」により割り振られた勤務時間及び休憩時間とし、在宅勤務開始時及び終了時には、所属長等に対して、グループウェアのメール等により勤務開始又は終了を報告することとする。なお、在宅勤務を行う日において「子育て、介護等を行う職員のフレックスタイム制度」により割り振る勤務時間は7時間45分までとする。

カ 在宅勤務中の職員には、正規の勤務時間以外の勤務は命じない。

キ 週1日を超えて在宅勤務を実施する場合においても、週に1日以上は勤務公所で勤務を要するものとする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

ク 所属長は、在宅勤務のみならず、休暇等の取得状況も含めて、職場における公務運営に必要な人員体制が確保されるように留意すること。なお、突発的事項等が発生した場合には、在宅勤務の承認を取り消し、在宅勤務職員に登庁を命ずることができる。

○ 通勤手当

出張(在宅勤務を含む。)、休暇、研修などの理由から勤務公所に勤務する日がない月を除き、全額支給する。

2 休暇の種類

《索引》	◎私事で休みたい	【年次休暇】	IV-8
	◎6月～10月は	【夏季休暇】	IV-13
	◎病気に罹ったら	【病気休暇】	IV-8
	◎健康管理	【予防接種・健康診断】	IV-9
		【生理休暇(女性健康管理休暇)】	IV-12
	◎不妊治療をしたい	【出生サポート休暇】	IV-11
	◎妊娠したら	【つわり休暇】	IV-9
		【妊産婦の保健指導等】	IV-9
		【妊婦の通勤緩和】	IV-10
		【妊婦の休息時間】	IV-10
		【産前休暇】	IV-10
	◎子どもが生まれたら	【産後休暇】	IV-10
		【育児休業】	IV-14
		【育児時間】	IV-10
		【配偶者出産休暇】	IV-12
		【男性職員の育児休暇】	IV-12
	◎家族の看護や学校行事に	【子の看護等休暇】	IV-11
		【乳幼児の介助休暇】	IV-12
	◎介護のために	【短期介護休暇】	IV-11
		【介護休暇・介護時間】	IV-14
	◎災害等による影響	【地震等災害(住居)】	IV-13
		【地震等災害(出勤)】	IV-13
		【地震等災害(退勤)】	IV-13
	◎慶弔行事に出席	【結婚休暇】	IV-9
		【忌引休暇】	IV-12
		【父母等の追悼行事】	IV-13
	◎長期勤続の節目に	【キャリアアップ休暇】	IV-13
	◎誰かのために	【ドナー休暇】	IV-9
		【ボランティア休暇】	IV-9
	◎選挙権を行使する	【公民権の行使】	IV-9
	◎裁判員に選ばれた	【官公署への出頭】	IV-9

(1) 年次休暇

区 分	事 由	期 間 等	備 考			
年次休暇	○新採用者は採用月に応じ定める。		○20日を限度に翌年繰越可			
	採用月	1月		2月	3月	4月
	日 数	20日		18日	17日	15日
	採用月	5月		6月	7月	8月
	日 数	13日		12日	10日	8日
	採用月	9月		10月	11月	12月
	日 数	7日		5日	3日	2日
摘 要	1 休暇の単位…1時間または1日単位とする 2 換算…8時間=1日					

(2) 病気休暇

区 分	事 由	期 間 等	備 考
公務・通勤	公務上又は通勤による負傷又は疾病	必要と認められる期間	
結核	結核性疾患	1年の範囲内	
その他疾病	上記以外の負傷又は疾病 ア 高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病その他の慢性疾患で任命権者が特に必要と認めるもの	6月の範囲内	○病気休暇を取得後、再び勤務した日から6月以内に同一疾病により再度病気休暇を取得する場合は、病気休暇期間を通算する（先の疾病又は負傷とは明らかに異なる疾病又は負傷を事由とする病気休暇取得の場合を除く。定期的な通院、職場復帰のための軽作業従事中の病気休暇等は通算から除外）。
	イ 精神疾患で任命権者が特に必要と認めるもの	6月の範囲内	
	ウ その他の負傷又は疾病	3月の範囲内	
摘 要	1 休暇の単位…1日、半日、1時間（半日単位は、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差がほぼ同量（30分以内）の場合のそのいずれか、又は3時間超～4時間の勤務日に使用可） 2 診断書等…① 1週間を超える病気休暇は、医師の証明書等の提出が必要。また、頻回取得する場合は40時間超の場合も必要。 ② 病気休暇の承認の際、その事由を確認する必要があると判断された場合は証明書類の提出を求められることがある。 ③ インフルエンザ等療養機関が明らかな場合は、所属長判断により診断書のほか領収書や診断報酬明細書の提出とすることも可である。		

(3) 特別休暇

区 分	事 由	期 間 等	備 考										
公民権の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間											
官公署への出頭	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方議会、その他官公署へ出頭する場合	必要な期間											
予防接種・健康診断	法廷予防接種又は健康診断を受ける場合	必要と認められる期間	○診断の結果を聞きに行くような場合も対象となる。 ○職員が任意で受診する健康診断等は対象とならない。										
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としての登録の申し出又は骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合の検査、入院等	必要と認められる期間 疾病を発症した場合は、病気休暇。 ○配偶者、父母、子及び兄弟姉妹への提供を除く。(骨髄の採取は病気休暇の対象となる。)	○往復時間を含む。 ○骨髄又は末梢血幹細胞の提供が原因で他の										
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 (環境保全、文化若しくはスポーツの振興をはかるための活動等)	5日の範囲内	○活動の計画を明らかにする書類の提出を要する。										
結婚休暇	結婚する場合	週休日等を除く連続する7日の範囲内	○結婚の日7日前から結婚の日後1月以内 (通知に定める場合にあつては結婚の日後1年以内)										
つわり休暇	妊娠に起因する障害により勤務が困難な場合	10日の範囲内	○一妊娠期間中の日数(分割取得可) ○時間単位取得可能										
妊産婦の保健指導等	妊娠中又は出産後1年以内の者が、保健指導又は健康診査を受ける場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～満23週</td> <td>1回/4週</td> </tr> <tr> <td>～満35週</td> <td>1回/2週</td> </tr> <tr> <td>～出産</td> <td>1回/1週</td> </tr> <tr> <td>産後</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○各1日の範囲内</p>	区 分	回 数	～満23週	1回/4週	～満35週	1回/2週	～出産	1回/1週	産後	1回		○医師等の特別の指示による場合は、その回数 ○待ち時間、往復に要する時間を含む
区 分	回 数												
～満23週	1回/4週												
～満35週	1回/2週												
～出産	1回/1週												
産後	1回												

区 分	事 由	期 間 等	備 考
妊婦の休息 時間	妊娠中の者が、母体又は胎児の健康保持のため、適宜休息し、又は補食する場合	必要な時間	○勤務時間の始めから連続する時間、勤務時間の終わりまで連続する時間又は他の規定により勤務しないことを承認している時間等に連続する時間以外の時間に限り認める。 ○保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断する。
妊婦の通勤 緩和	妊娠中の者の通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内	○保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断する。
産前休暇	6週間以内に出産する予定である女性職員が請求した場合 ※「母性保護のため必要な場合」とは、請求すれば一律に適用されます。	出産の日までの請求した期間	○ <u>母性保護のため必要な場合(※) 8週間</u> 、多胎妊娠の場合14週間以内
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	○満12週以後の分べん(死産及び流産を含む。)が対象。 ○産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合で、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
育児時間	生後1年6月に達しない子の保育の時間を請求した場合	1日2回各1時間 (まとめ取り可能)	○男性職員にあっては、妻(事実婚も含む。)が当該子の保育をすることができる場合を除く。(妻がこれに相当する休暇を請求した場合は、当該請求した期間を差し引いた期間)

区 分	事 由	期 間 等	備 考
子の看護等 休暇	<p>養育する22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）、配偶者（内縁関係にある者を含む）、父母、配偶者の父母その他人事委員会が定める者（父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者。いずれも同居を要件とする）の看護（負傷し、又は疾病にかかった子等の世話及び養育する子の疾病の予防に係る世話）をする場合、養育する子が在籍する学校等の行事（入学式、卒業式、授業参観等）に参加する場合。</p> <p>※疾病の予防に係る子の世話：養育する子が通う学校又は保育所等が、インフルエンザ等により当該子の属する学級等を閉鎖しているときに行う当該子の世話</p>	<p>養育する子が 1人：5日の範囲内 養育する子が 2人：10日の範囲内 養育する子が 3人以上： 12日の範囲内 （時間単位での分割取得可能） （子以外の対象家族の看護のための取得は5日が上限）</p>	<p>○「養育する子」は職員と同居し、職員が監護している子とする。 ○負傷、疾病には、あらゆる負傷、疾病を含む。 ○医師の診断書等の提出は義務づけず、所属長が個別に判断すること。 ○15日の休暇を付与される職員であっても、配偶者、父母及び配偶者の父母の看護のために取得できる日数は5日が上限。</p>
短期介護休暇	<p>配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護及びその他の世話をを行う場合</p>	<p>対象の要介護者が1人：5日の範囲内 対象の要介護者が複数： 10日の範囲内 （時間単位での分割取得可能）</p>	<p>○その他の世話とは、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行、その他の要介護者の必要な世話。 ○要介護者の状態等を明らかにする書類の提出を要する。</p>
出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）	<p>・不妊治療（検査、疾病治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等の治療）、治療後の経過観察、ホルモン補充、妊娠判定のための通院。治療等に係る医療機関の説明会の参加など（必要と認められる移動（自宅又は職場）を含む）。</p> <p>・配偶者の診断結果やその後の治療方針の説明を聞く場合も対象。</p>	<p>通常：5日 体外受精・顕微授精：10日 （移動・通院合わせて1回当たり4時間を超える不妊治療を含む）</p>	<p>○時間単位取得可能 ○体外受精・顕微授精等に該当した後、途中で上記以外の不妊治療を受けることになった場合や、その後の治療等が4時間未満となっても、10日間のまま。 ○病気休暇の要件に該当すれば病気休暇も取得可能。</p>

区 分	事 由	期 間 等	備 考																																				
乳幼児の介 助休暇	職員の保護する9歳までの者が法定外を含む予防接種、健康診査等を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき	必要と認められる期間	○職員と法律上の親子関係にない者も対象 ○「必要と認められる期間」とは、1時間を単位として予防接種等に要する必要最低限度の期間をいう。(往復時間を含む。)																																				
生理休暇(女 性健康管理 休暇)	女性職員が生理日の就業が著しく困難であるとして請求した場合	2日の範囲内	○1回について2日を超える場合は、病気休暇の対象となる。																																				
配偶者出産 休暇	妻が出産する場合で、職員が妻の出産に係る入・退院の付添い、出産時の付添い、入院中の世話、子の出生届出等をする場合	3日の範囲内 (時間単位での分割取得可能)	○満12週以後の分べん(死産及び流産を含む。)が対象 ○事実婚も対象 ○入院等の日から出産の日後2週間以内																																				
男性職員の 育児休暇	妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子(妻の子を含む。)を養育する場合	5日の範囲内 (時間単位での分割取得可能)	○満12週以後の分べん(死産及び流産を含む。)が対象 ○事実婚も対象																																				
			○出産予定日の6週間(母性保護のため必要な場合8週間、多胎妊娠の場合14週)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合																																				
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親 族</th> <th>日 数</th> <th>親 族</th> <th>日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者(注1)</td> <td>10日</td> <td>子の配偶者 (配偶者の子)</td> <td>1日(注4)</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> <td>祖父母の配偶者 (配偶者の祖父母)</td> <td>1日(注5)</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>7日</td> <td>兄弟姉妹の配偶者 (配偶者の兄弟姉妹)</td> <td>1日(注6)</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日(注2)</td> <td>おじ、おばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>おじ、おば</td> <td>1日(注3)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者 (配偶者の父母)</td> <td>7日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			親 族	日 数	親 族	日 数	配偶者(注1)	10日	子の配偶者 (配偶者の子)	1日(注4)	父母	7日	祖父母の配偶者 (配偶者の祖父母)	1日(注5)	子	7日	兄弟姉妹の配偶者 (配偶者の兄弟姉妹)	1日(注6)	祖父母	3日(注2)	おじ、おばの配偶者	1日	孫	1日			兄弟姉妹	3日			おじ、おば	1日(注3)			父母の配偶者 (配偶者の父母)	7日		
親 族	日 数	親 族	日 数																																				
配偶者(注1)	10日	子の配偶者 (配偶者の子)	1日(注4)																																				
父母	7日	祖父母の配偶者 (配偶者の祖父母)	1日(注5)																																				
子	7日	兄弟姉妹の配偶者 (配偶者の兄弟姉妹)	1日(注6)																																				
祖父母	3日(注2)	おじ、おばの配偶者	1日																																				
孫	1日																																						
兄弟姉妹	3日																																						
おじ、おば	1日(注3)																																						
父母の配偶者 (配偶者の父母)	7日																																						
	○遠隔地に赴く場合は、往復日数加算可。																																						
	○配偶者の父母等には、「死亡した配偶者」の父母も含まれる。																																						
	注1 事実婚も対象 注2 代襲相続し、祭具等継承→7日																																						
	注3 〃 → 7日 注4 同一生計 → 7日																																						
	注5 〃 → 3日 注6 〃 → 3日																																						

区 分	事 由	期 間 等	備 考
父母等の追悼行事	配偶者、父母、子の追悼行事を行う場合	1日の範囲内	○死後15年以内 ○命日等に対応した法要、祭礼又は慰霊等を行う場合
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進又は家庭生活の充実のため勤務しない場合	週休日等を除く原則として連続する5日の範囲内	○取得期間6月～10月 ○1暦日ごとに分割可
キャリアアップ休暇	長期勤続の職員が、心身の活力の維持・増進又は自己研鑽を図る場合 週休日等を除く次に掲げる連続する日数の範囲内 ○勤続15年：3日 ○勤続25年：5日		○勤続年数に達した翌年度から2年以内
地震等災害 (住居)	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しない場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内	
地震等災害 (出勤)	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間	状況を報告する必要があります。 (遅延証明書の提出は必須ではありません。)
地震等災害 (退勤)	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しない場合	必要と認められる期間	
摘 要	<p>1 休暇の単位…1日、半日、1時間(半日単位は、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差がほぼ同量(30分以内)の場合のそのいずれか、又は3時間超～4時間の勤務日に使用可) ※ つわり休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児休暇は1日または1時間を単位とする。</p> <p>2 換算…8時間＝1日</p> <p>3 休暇期間の週休日、休日、代休日…一定の期間に含む(結婚休暇、つわり休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇、夏季休暇、キャリアアップ休暇を除く。)</p> <p>4 証明書類…特別休暇の承認に際し、その事由を確認する必要があると判断された場合は証明書類の提出を求められることがある。</p>		

(4) 介護休暇・介護時間

区 分	事 由	期 間 等	備 考
介護休暇	要介護者（配偶者（事実婚も含む。）、父	通算して連続する6月の範囲内で3回まで分割取得可能	○無給（欠勤に準じた給与の減額）。 ○時間単位の取得は、始業又は終業に連続する4時間の範囲内
介護時間	母、子、配偶者の父母など）を介護する場合	連続する3年の期間内において1日の勤務時間のうち2時間まで勤務しないことができる	○無給（欠勤に準じた給与の減額）。 ○取得できるのは始業から連続し、又は終業の時刻まで連続する時間（時間単位の取得は30分単位）
摘 要	1 証明書類…介護休暇の承認に際し、その事由を確認する必要があると判断された場合は証明書類の提出を求められることがある。		

(5) 育児休業

区 分	事 由	期 間 等	備 考
育児休業	3歳に満たない子を養育する男女職員	子が3歳に達するまで	○無給 ○原則2回取得可能。 ○期間延長1回のみ。 ○特別な事情がある場合は2回を超えて取得可能。
産後パパ育休	育児休業に加え、子の出生後8週間以内まで養育する男性職員		○原則2回取得可能。 ○8週間経過後の期間は、産後パパ育休とは別にさらに育児休業を原則2回取得可能。 ○妻の状況（休業等している場合や専業主婦の場合など）に関わらず取得可能。